

東京藝術大学

Tokyo University of the Arts

上野校地	〒110-8714	東京都台東区上野公園12-8	
総務課	050(5525)2013	大学美術館	050(5525)2200
戦略企画課	050(5525)2025	社会連携センター	050(5525)2037
国際企画課	050(5525)2785	演奏芸術センター	050(5525)2465
社会連携課	050(5525)2034	保健管理センター	050(5525)2456
学生課	050(5525)2065	芸術情報センター	050(5525)2473
施設課	050(5525)2082	奏楽堂	050(5525)2314
美術学部	050(5525)2122	体育館	050(5525)2291
音楽学部	050(5525)2309	第1守衛所(美術学部側)	050(5525)2095
附属図書館	050(5525)2427	第2守衛所(音楽学部側)	050(5525)2096
取手校地	〒302-0001	茨城県取手市小文間5000	050(5525)2543
横浜校地 (大学院映像研究科)	〒231-0005	神奈川県横浜市中区本町4-44	050(5525)2675
千住校地	〒120-0034	東京都足立区千住1-25-1	050(5525)2727
美術学部 附属古美術研究施設	〒630-8213	奈良県奈良市登大路町6	050(5525)2779
藝心寮	〒120-0003	東京都足立区東和3-12-30	03(3628)6060
国際交流会館	〒270-0034	千葉県松戸市新松戸7-376	047(340)1010
音楽学部 附属音楽高等学校	〒110-8714	東京都台東区上野公園12-8	050(5525)2406

○東京藝術大学の英語名 Tokyo University of the Arts (TUA)

平成20年4月1日から、この表記を使用しています。

※ 本学の外国語正式名称について

1. 本学の外国語正式名称はローマ字で表します。(従来どおり変更はありません)
TOKYO GEIJUTSU DAIGAKU
2. 通常は、本学の外国語正式名称(ローマ字)に英語による名称を添えています。
TOKYO GEIJUTSU DAIGAKU
(Tokyo University of the Arts)
3. ただし、本学では、英語表記単独での使用も認めています。
Tokyo University of the Arts
4. 略称は「TUA」と表示します。

目 次

本学の所在地, 外国語名称	表紙裏
大学組織の概要	4

学生支援組織

1. 教育推進室及び学生支援室	5
2. 学生支援組織図	5

窓口案内

1. 学生生活全般	6
2. 留学生の受入れ及び派遣	7
3. 健康・相談	7
4. 授業料	7
5. 各学部及び研究科教務共通	7
6. 各学部及び施設における設備等利用など	8
★各種証明書の申請及び発行	8
《証明書自動発行機》	8
《窓口》	8
★授業料の納入について	9

学生生活

◎東京藝術大学ホームページ	11
◎教務システム (CampusPlan)	11
1. 福利厚生施設等	11
(1) 東京藝術大学藝心寮	11
(2) 大学会館	12
(3) 生活協同組合	15
(4) 学内食堂	15
(5) 売店	16
(6) 藝大アートプラザ	16
(7) 取手校地「利根川荘」	16
(8) 国際交流会館	17
(9) 藝大山岳部黒沢ヒュッテ	18
(10) 草津セミナーハウス	18
(11) 山中共同研修所	18
2. 経済的な支援等	19
(1) 独立行政法人日本学生支援機構奨学金	19
(2) 地方公共団体及び財団法人等奨学金	21
(3) 東京藝術大学奨学金制度	22
(4) 入学科免除の制度	26
(5) 入学科徴収猶予の制度	26
(6) 授業料免除の制度	27
(7) 授業料徴収猶予の制度	27
(8) 学生の保険	28

・ 学生教育研究災害傷害保険/学研災付帯賠償責任保険	28
・ その他の保険について	29
(9) 就職・アルバイト情報等	29
(10) アパート・下宿の紹介	29
3. 貸出物品	30
4. 国立の美術館, 博物館が特典利用できる「キャンパスメンバーズ」について	30
5. 年間行事	31
(1) 東京藝術大学祭「藝祭」	31
(2) 五芸術大学体育・文化交歓会「五芸祭」	31
(3) 東京地区国公立大学連合体育大会	31
6. 課外活動	31
(1) 健全なる課外活動	31
(2) 学生自治組織	31
・ 美術学部学生自治会	31
・ 音楽学部学友会	31
(3) 課外活動のための掲示等について	32
・ 掲示行為についての注意事項	33
・ 学生が行うビラ(チラシ)等を配布する行為について	33
(4) 学内各サークルの紹介	34
・ 文化系サークル	34
・ 体育系サークル	34
・ 同好会	34
(5) 課外活動中の非常事態における緊急連絡網	35

国際交流

1. 学生の海外留学	36
2. 海外留学のための奨学金	36
3. 日本学生支援機構 留学情報	37
4. 大学間交流協定締結一覧	38

健康・相談

1. 学生相談室	39
2. 特別修学支援室	40
3. STOP! ハラスメント	40
4. 保健管理センター	42

災害・事故等対策

1. 気象警報発令に伴う授業の取扱いについて	47
2. 地震発生から避難まで	47
3. 安否確認について	48
・ 海外渡航届について	49
4. 火災時の留意事項	49
5. 登山・水泳等の事故防止について	49
6. 学校における感染症について	50
7. 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザの対策などについて	51
・ 本学の新型インフルエンザへの対応について	51

学生生活における注意事項

1. 安全な暮らし	53
(1) 詐欺・悪質商法	53
(2) カルト宗教団体等	54
2. 守りましょう！『キャンパス内は禁煙です』	54
3. もし、あなたが加害者となってしまったら？	55
4. 学生アルバイトのトラブルについて	55
5. 学内での盗難について	55
6. その他の注意事項	56
(1) 遺失物について	56
(2) 学生への連絡方法について	56
・大学からの一斉メールについて	56
(3) 大学構内への車両乗り入れについて	56

本学の教育研究施設

1. 附属図書館	57
2. 大学美術館	58
3. 社会連携センター	59
4. 演奏芸術センター	59
5. 奏楽堂	59
6. 言語・音声トレーニングセンター	60
7. 芸術情報センター	60
8. 美術学部附属古美術研究施設	61

その他

1. 東京藝術大学美術学部杜の会	62
2. 東京藝術大学音楽学部同声会	62

キャンパス案内

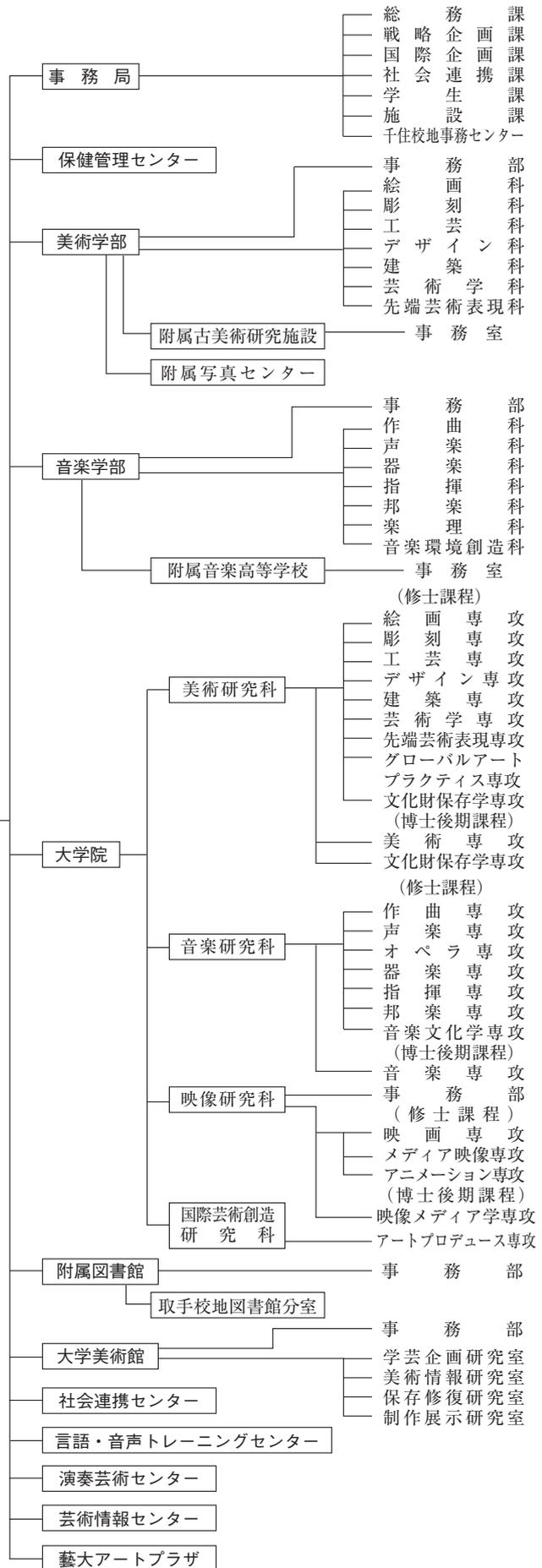
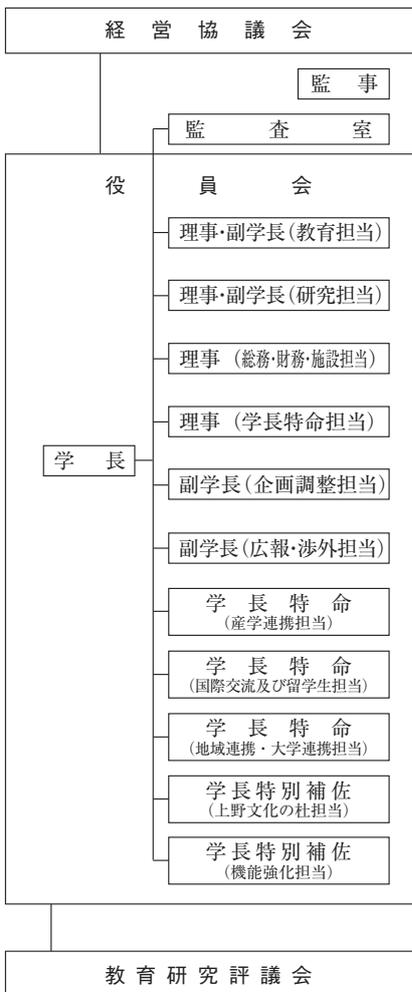
1. 上野校地	63
(1) 見取図	64
(2) 建物・教室等一覧	65
2. 取手校地	66
(1) 見取図	68
(2) 建物・教室等一覧	68
3. 千住校地	69
4. 横浜校地	69

東京藝術大学学則	70
東京藝術大学大学院学則	70
東京藝術大学学生生活通則	70

東京藝術大学の使命と目標	裏表紙裏
--------------	------

大学組織の概要

学 長	澤 和 樹
理事・副学長 (教育担当)	安 良 岡 章 夫
理事・副学長 (研究担当)	保 科 豊 巳
理事 (総務・財務・施設担当)	門 岡 裕 一
美術学部長・研究科長	日 比 野 克 彦
音楽学部長・研究科長	迫 昭 嘉
映像研究科長	桐 山 孝 司
国際芸術創造研究科長	熊 倉 純 子
附属図書館長	松 下 計
大学美術館長	秋 元 雄 史
社会連携センター長	宮 廻 正 明
言語・音声トレーニングセンター長	杉 本 和 寛
演奏芸術センター長	山 本 正 治
保健管理センター長	内 海 健
芸術情報センター長	古 川 聖
藝大アートプラザ所長	木 津 文 哉



学生支援組織

1. 教育推進室及び学生支援室

本学における教育計画，学生支援等については様々な取り組みや検討がなされていますが，これらを審議，遂行する機関として，理事・副学長（教育担当）のもとに「教育推進室」，「学生支援室」がおかれています。

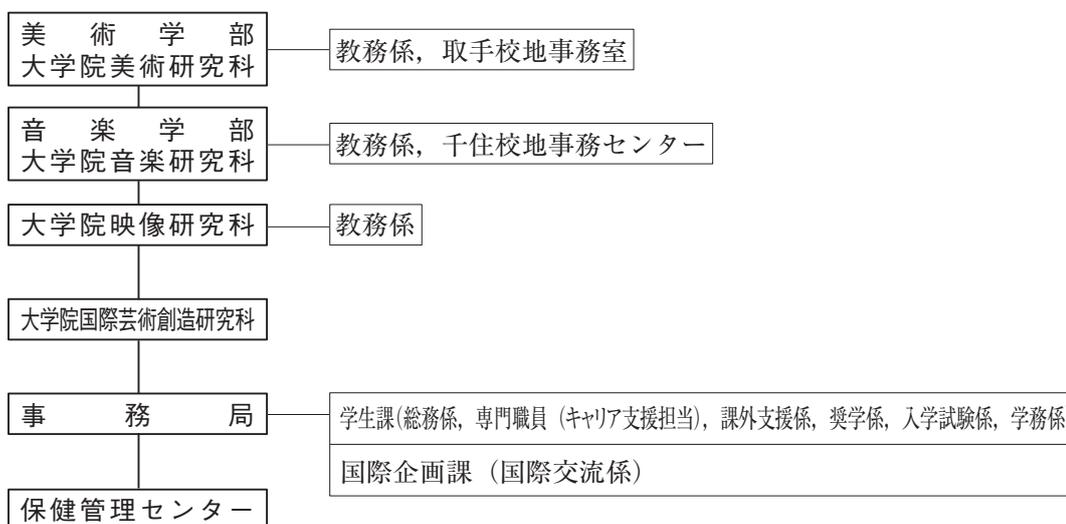
この二つの室は，理事・副学長（教育担当）を室長として，全学的な教員と事務職員で構成され，学内の各組織と密接な連携のもと，大学運営にかかる教育評価，入学試験，授業計画等から，学生支援である奨学金，課外活動関係など幅広く活動しています。



2. 学生支援組織図

皆さんの学生生活を支援する窓口は，学生課や学部教務係等があります。これらの窓口は，前記1の教育推進室及び学生支援室の審議，検討結果等を受けて，互いに連携を取りながら，様々な業務の対応と取り組みをしています。（この他，各科教員室，附属図書館，大学美術館等もそれぞれ窓口を開いていますが，これらは別の項で紹介します）

[学生支援組織図]



窓口案内

1. 学生生活全般

項目	内容	窓口	詳細頁
学生保険	学生保険に加入したい	学生課総務係 TEL：050(5525)2065/2066	28
	学生保険の請求手続きをしたい		—
課外活動/ 福利厚生・生活 サポート	体育館を利用したい	学生課課外支援係 TEL：050(5525)2068	—
	藝祭、五芸祭及びクラブ・サークル活動等について		31
	課外活動物品（ビデオ、カメラ、プロジェクター等）を使用したい		30
	学生寮（藝心寮）についてききたい		11
	大学会館、学生食堂などの施設を利用したい		12
	地区国立大学共同利用施設（草津セミナーハウス、山中共同研修所）		18
	美術館・博物館の特典「キャンパスメンバーズ」について知りたい		30
	団体・集会・カンパ等の学生自治活動及びポスター・立看板等について		32
	登山・合宿等について届け出たい		—
	落とし物をした・拾った		56
	取手校地「利根川荘」を利用したい		16
就職・アルバイト情報	就職活動について相談したい、内定をもらった	専門職員(キャリア支援担当) TEL：050(5525)2071	29
	アルバイトを探したい		—
経済支援	入学金免除、徴収猶予について知りたい	学生課奨学係 TEL：050(5525)2069	26
	授業料免除、徴収猶予について知りたい		27
	奨学金（日本学生支援機構含む）について知りたい		19・22
入試/ キャンパス見学・案内	入学試験について知りたい	学生課入学試験係 TEL：050(5525)2075	—
	キャンパス見学・案内		—
授業の休講について	台風等で授業はどうなるのか知りたい	—	47
教務システム (CampusPlan)	パスワードを忘れてしまった		—
教員免許	介護等体験の手続きをしたい	学生課学務係 TEL：050(5525)2076	—
	教員免許状の申請をしたい		—
学生証	学生証を再発行したい	—	—
証明書の申請及び発行 (★)	在学証明書、在籍証明書、卒業・修了見込証明書、成績証明書、学割証及び健康診断証明書の発行等	—	8
課程博士・論文博士	課程博士・論文博士についてききたい	—	—
住所等の変更	住所や電話番号、保証人等が変わった/改姓した	CampusPlan (教務システム)で WEB入力	—
海外渡航届	留学・海外旅行・一時帰国等で海外渡航するため、連絡先を登録したい。		49

2. 留学生の受入れ及び派遣

項目	内容	窓口	詳細頁
留学生の受入れ及び派遣	留学生の修学及び生活全般についてききたい	国際企画課国際交流係 グローバルサポートセンター TEL：050(5525)2067/2079	—
	留学生の奨学金について知りたい		—
	国際交流会館に入居（退去）したい		17
	海外留学をしたい（交換留学を除く）		36

3. 健康・相談

項目	内容	窓口	詳細頁
心の健康・体の健康	悩み事を相談したい	学生相談室 g-sodan@ml.geidai.ac.jp / TEL：050(5525)2064	39
	障害のある学生に対する支援	特別修学支援室 TEL：050(5525)2456	40
	ハラスメントの被害を受けたと思われるとき	ハラスメント相談 h-sodan@ml.geidai.ac.jp / TEL：050(5525)2064	40
	学内でケガをした	保健管理センター TEL：050(5525)2456	42
	体調が悪い		

4. 授業料

項目	内容	窓口	詳細頁
授業料	授業料の納入についてききたい	戦略企画課経理係 TEL：050(5525)2047	9

5. 各学部及び研究科教務共通

項目	内容	窓口
授業	履修登録，試験，成績についてききたい	美術学部教務係 TEL：050(5525)2122/2123 取手校地務室 TEL：050(5525)2543 音楽学部教務係 TEL：050(5525)2310/2311 千住校地務センター TEL：050(5525)2727 映像研究科教務係 TEL：050(5525)2675
	授業計画，授業時間割，学事暦についてききたい	
	履修相談をしたい	
	特別聴講生として他大学で授業を受けたい	
	特別研究生として他大学院で研究指導を受けたい	
	休講，補講情報について知りたい	
	教育実習及び学外実習，研究・見学旅行，交換留学等について	
学籍/届出	休学，退学，復学の届出及び海外留学について	TEL：050(5525)2310/2311 千住校地務センター TEL：050(5525)2727
	卒業，修了認定について知りたい	
	学生の賞罰について知りたい	
奨学金/免除関係	各種奨学金及び入学金免除，授業免除等の受付	映像研究科教務係 TEL：050(5525)2675
証明書の申請及び発行(★)	在学証明書，在籍証明書，卒業・修了見込証明書，成績証明書，学割証及び健康診断証明書の発行等	TEL：050(5525)2675
	卒業・修了証明書，単位修得証明書，通学証明書の発行等	
教室等の使用	講義室，練習室(音)等を使用したい	
落とし物	落とし物をした・拾った	
住所等の変更	住所や電話番号，保証人等が変わった/改姓した	CampusPlan (教務システム)で WEB入力
海外渡航届	留学・海外旅行・一時帰国等で海外渡航するため，連絡先を登録したい	

6. 各学部及び施設における設備等利用など

学部・施設	項目	窓口
美術学部 ※履修案内を参照	大石膏室使用/ 教材使用（イーゼル、椅子等）	会計・教材係
	古美術研究施設の利用	
	工作機械使用	(木工室) 工作機械室
	施設利用及び備品貸出等 (取手) 共通工房の施設・設備使用	写真センター 取手校地共通工房
音楽学部	国内外コンクール/ 演奏会の募集要項閲覧	庶務係
	楽器使用/ ホール（第1・2・6ホール）の使用	演奏企画室
	開架閲覧室利用（図書、楽譜、視聴覚資料等）	音楽研究センター
	音響研究室利用/ 試聴室利用/ 録音室使用	
附属図書館	図書、楽譜、視聴覚資料、マイクロ資料、他大学資料の使用	
大学美術館	美術品等の閲覧、模写、模刻、撮影等	
芸術情報センター	情報基盤	藝大アカウントのパスワード再発行申請/ メーリングリストの利用申請/ ネットワーク機器の接続申請（固定IP申請）/ 藝大サブドメインを利用したWebサイトの開設申請
	教育研究支援	コンピュータ演習室利用/ 機材貸出/ サウンドスタジオ施設利用/ アプリケーション機器使用/ 映像機器及び編集施設利用

★各種証明書の申請及び発行

《証明書自動発行機》利用には学生証及びパスワードが必要です。パスワード：教務システム(CampusPlan)と共通

証明書の種類	設置場所及び利用時間	利用できる学生
在学証明書（和文・英文）	設置場所： [上野] 事務局学生課内 美術学部教務係内 音楽学部教務係内 [取手] 専門教育棟1階西側出入口付近 [千住] D棟1階エントランスホール [横浜] 馬車道校舎1階ロビー 利用時間：各設置場所における 窓口開室時間と同じ	在籍中の学生 ※卒業生は利用できません。
在籍証明書（和文・英文）		
成績証明書（和文・英文）		
卒業・修了見込証明書（和文・英文）		
学割証		
健康診断証明書（5月20日頃から発行可能）		
その他（成績通知書、履修確認表）		

《窓口》開室時間は各教務係（事務室）に確認してください。

証明書の種類	窓口
卒業・修了証明書（和文・英文）	[上野] 美術学部教務係
単位取得証明書	音楽学部教務係
通学証明書	[取手] 取手校地事務室
その他、大学が証明できるもの（推薦書）	[千住] 千住校地事務センター
	[横浜] 大学院映像研究科教務係

★授業料の納入について

授業料は原則として口座振替により徴収します。

【平成 29 年度口座振替日】

前期分 5 月 29 日（月）

後期分 11 月 27 日（月）

※口座振替日の前日までに、ご登録の口座に必要な金額を入金願います。

※来年度以降の口座振替日は前期分 5 月 27 日、後期分 11 月 27 日となります。

（土日祝日にあたる場合は、翌営業日となります。）詳細は、本学ホームページ、学生あて一斉メール等でお知らせいたします。

【平成 29 年度授業料金額】

学部・別科 大学院（修士・博士）	年額 535,800 円 （前期 267,900 円／後期 267,900 円）
研究生	年額 356,400 円 （前期 178,200 円／後期 178,200 円）

※在学中に授業料の改定が行われた場合、改定時から新授業料が適用されます。

※国費外国人留学生は納入不要です。

- （注 1）口座の残高不足により口座振替ができなかった場合は、翌月 27 日（土日祝日の場合は翌営業日）に再度振替手続を行う予定です。（1 回のみ）
- （注 2）（注 1）の手続き後に納入が確認されない場合、督促状が送付されます。督促を受けてもなお納入しないときは、除籍の対象となるので注意してください。
- （注 3）授業料の免除・猶予の申請中は口座振替は行いません。結果決定後、授業料の納入が発生した場合のみ口座振替を行いますが、振替日は結果通知の際に併せてお知らせします。
- （注 4）預金口座を所有していない等、口座振替による納入ができない場合で「授業料納入方法に関する届出書」をご提出いただいた方には、別途、支払方法をご案内します。

休退学と授業料について

休学

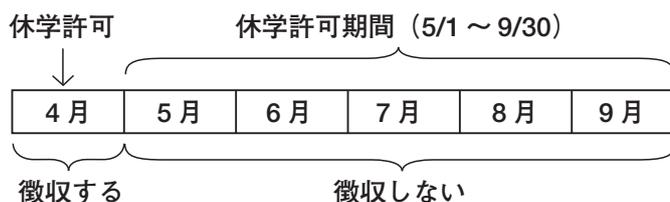
- ・延納または分納を許可されていない者が、当該期間の途中で休学する場合
(1) 4月末日（前期の場合）、10月末日（後期の場合）までに休学を許可する場合

○休学期間前の授業料を徴収します。

* 休学には事前承認が必要です。教務係（事務室）に確認してください。

* 「休学期間前の授業料を徴収する」とは、例えば、5月1日から休学する場合、4月中に許可されれば4月分（1ヶ月分）のみ授業料を納めていただくことになります。

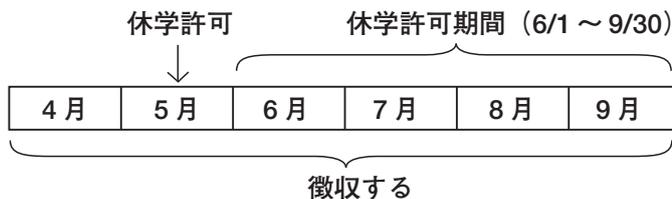
<例>



- (2) 5月1日以降（前期の場合）、11月1日以降（後期の場合）に休学を許可する場合

○当該期間の授業料全額を徴収します。

<例>



退学

- ・当該期間の徴収猶予または休学を許可されていない者が、当該期間の途中で退学する場合

○授業料納入期限の経過・未経過にかかわらず、当該期間の授業料全額を徴収します。

* 授業料未納の場合でも月割りはありません。

<例>



学生生活

◎東京藝術大学ホームページ <http://www.geidai.ac.jp/>

学内の最新ニュースや各学部・大学院，教育研究施設等からのいろいろな情報を発信しています。学生生活のコーナーには，学生生活や授業に関することなど学生の皆さんにとって身近な情報が掲載されています。

◎教務システム（CampusPlan） <http://www.geidai.ac.jp/life/cp/campusplan>

各学部・大学院共通のWebシステムです。

履修登録申請をこのシステムで行うほか，シラバス検索，履修状況や成績状況の確認をすることができます。

利用にはIDとパスワードが必要となります。IDとパスワードは入学時に配付していますので，大切に保管してください。

1. 福利厚生施設等

(1) 東京藝術大学藝心寮（平成26年竣工） <http://www.geidai.ac.jp/life/welfare/geishinryo>

長年親しまれてきた学生寮「石神井寮」が老朽化のため平成26年3月に閉寮となり，平成26年4月に新学生寮がオープンしました。

新しい学生寮「東京藝術大学藝心寮」は，各キャンパスへのアクセスに優れた足立区東和3丁目に建設され，最寄り駅はJR常磐線亀有駅，もしくは東京メトロ千代田線北綾瀬駅となります。

物件は鉄筋コンクリート構造9階建て。部屋数は300室で，部屋タイプは通常のワンルームタイプのほか，防音室完備のタイプも用意されています。また，アトリエや音楽練習室も用意されており，本学学生の制作や演奏などの芸術創造活動を支援します。

《物件詳細》

所在地	東京都足立区東和3丁目12番30号
間取り・専有面積	Aタイプ：約18㎡（約11帖）居室＋バルコニー Bタイプ：約29㎡（約18帖）居室＋防音室＋バルコニー
賃料 ※水道光熱費は別途	Aタイプ：44,900円／月 Bタイプ：83,200円／月
最寄り駅	JR常磐線「亀有」 徒歩約15分 JR常磐線「綾瀬」 バス約15分，徒歩約25分 東京メトロ千代田線「北綾瀬」 徒歩約16分
構造・階数	鉄筋コンクリート造・地上9階
総戸数	300戸（Aタイプ280戸，Bタイプ20戸）
駐輪場	有り（自転車302台）※有料 自転車：500円／登録時
管理形態	管理人による対応（8:00～23:00） 不在時はヘルプデスクによる対応（24時間）
セキュリティ	オートロック，防犯カメラ
周辺環境	足立区立東和図書館，東部地域病院，東和病院，コンビニ
設備	全個室（バス，トイレ，ミニキッチン（IH），収納，冷暖房等完備）
その他	有料：アトリエ，音楽練習室，個別倉庫，コインランドリー，バイク置場 無料：交流サロン，談話コーナー

《藝心寮から各キャンパスへのアクセス》

①上野校地（47分）



②取手校地（72分）



③千住校地（28分）



④横浜校地（77分）



《入寮可能期間》

- (1) 在寮期間は、入寮許可された日から、原則、当該学生の修業年限（学部生4年、修士2年、博士3年）の範囲までとします（修業年限には休学期間は含みません）。
- (2) 進学（学士課程から修士課程へ、修士課程から博士後期課程へ）等により、引き続き本学に在学する予定の学生は、進学した課程の修業年限まで延長することが可能です。
- (3) 在寮期間にかかわらず、契約期間は毎年度末での1年更新となります。更新時の更新料（入居一時金）は不要です。

《入寮手続き》

(1) 入寮申込

○応募の際に提出する必要書類

- ①入寮申込書
- ②学生証のコピー（在校生対象／既に持っている方のみ）
- ③入学許可書又は合格証明書のコピー（新入生対象／発行され次第提出で可）
- ④各学部受験票のコピー（合格前予約者対象／手元に届き次第提出で可）
- ⑤連帯保証人の収入証明書（昨年度の源泉徴収票または確定申告書コピー）
※外国人留学生で機関保証を利用する場合は適用ありません。

(2) 入寮申込書類の提出先

学生マンション総合案内センター「東京藝術大学藝心寮 受付窓口」

（株式会社毎日コムネット 東京駅前センター内）

住所：東京都中央区八重洲1丁目3-22 八重洲龍名館ビル4階

TEL：0120-952-473（フリーダイヤル） TEL：03-5204-8502

※提出方法は上記連絡先へのFAXによるものか、ご来店のうえ窓口での直接受付とさせていただきます。

※次のURLから申込書をダウンロードできます。

<http://www.geidai.ac.jp/life/welfare/geishinryo>

ダウンロードできない場合や申込書收受のご要望は、上記フリーダイヤルまでお気軽にお電話ください。

営業時間 4月～8月 9:00～17:30

9月～3月 9:00～19:00（10月～3月は年末年始を除き無休）

(2) 学生会館（昭和54年竣工） <http://www.geidai.ac.jp/life/welfare/hall>

学生会館は学生及び教職員の福利厚生を図るための総合施設です。

会館内には、学内関係者の日常一般的な利用に供するための食堂・喫茶室・売店等が設置されています。また、学生、教職員の共同施設として、各グループによる集会や各種催物の便宜のために使用される集会室・和室・展示室・娯楽室等が設けてあります。

○ 使用手続きについて

- 1) 学生会館の使用許可順位については、下記「学生会館使用に関する申し合せ事項」に基づき行います。
- 2) 集会室及び和室の使用並びに懇親会等での食堂の使用については、使用日の1か月前から2日前までに、学生会館使用願（集会届）に所定の事項を記入の上、学生課へ申し込みください。
- 3) 展示室の使用については、下記「学生会館展示室使用許可基準」に基づき、学生課へ申し込みください。

大学会館使用に関する申し合せ事項

(昭和55年5月22日大学会館運営協議会決定)

会館規則第2条の目的に伴い、会館使用規則第2条に定めるもののほか、具体的な使用の順位については次の申し合せにより行うものとする。

〈使用優先順位〉

1. 大学の行う行事
2. 学生の課外活動（大学の公認のもの）
3. 学生その他の課外活動及び学生、教職員の福利厚生
4. 卒業生及び旧教職員
5. 一般（館長が必要と認めたその他の者）

この申し合せは、昭和55年6月1日から適用する。

大学会館展示室使用許可基準

(昭和55年5月22日大学会館運営協議会決定)

東京藝術大学大学会館規則第2条（目的）で規定する目的のため使用するものとし、その展示室使用許可の基準は会館使用心得2の(3)にかかわらず、準備期間及び後片付期間を含めて以下のとおりとする。ただし、大学が特別に認めた場合を除く。

1. 使用期間
1つの企画で10日以内（休館日を含む）
2. 特別申込（特約）の区分及び期日等
 - (1) 本学の学生及び職員の特約については、別表によるものとする。
 - (2) 特約期間中、同一期間について複数の申込があった場合は、大学会館使用に関する申し合せ事項（昭和55年5月22日大学会館運営協議会決定）に規定する優先順位によるものとし、同一順位の場合は当該申込者間の話し合い又は抽選により決定する。
3. 一般申込期間
本学の学生・職員及びその他の者（館長の認める者）の一般の申込については、使用予定日の1か月前から使用予定日の2日前までとする。

附 則

この改正は、昭和59年6月26日から実施し、特約区分の昭和60年4月1日以降使用するものから適用するものとする。

(別表)

特約期間

特約区分	特約期間	一般申込期日	備 考
4月1日 ～ 9月30日	1月5日から 1月25日まで	使用予定日の1か月前から 使用予定日の2日前まで	藝祭期間中及び本学の 行事等による学生の登校 禁止期間中を除く
10月1日 ～ 3月31日	7月1日から 7月20日まで		

(申込用紙は、学生課に用意してあります。)

○ 使用上の遵守事項

- 1) 使用許可を受けた目的以外の使用はしないこと、また転貸はしないこと。
- 2) 使用後の整理、整とんを実施し、学生課に連絡すること。
- 3) 室内の施設の変更、備品の移動、持出し等は無断で行わないこと。
- 4) 掲示その他これに類するものは、所定の場所以外にはしないこと。
- 5) 火気の使用については、あらかじめ学生課の指示を受けること。

(注) 大学会館使用規則参照のこと。

別表

室名	収容人数	使用目的	使用手続	
			使用願	申込期限
大集会室	72名	講演会・演劇・研究会・映写会・演奏会・その他の集会	必要	使用日の2日前まで
小集会室(1) ⑩参照	25名	会議・研究会・懇談会・部例会・その他の集会		
小集会室(2)	25名			
和室 (アカンサス)	20名	茶道・華道・書道・謡曲その他	必要	使用日の2日前まで
和室 (アポロン)	20名	茶道・華道・書道・謡曲その他		
展示室	-	絵画・彫刻・工芸・写真等の展示その他		
娯楽室	-	開館期間中は開放しているので、随時談話等に利用できる	不要	-
食堂(大)	170名	食事	不要	-
		懇親会等	必要	使用日の2日前まで
〃(小)	52名	食事	不要	-
		懇親会等	必要	使用日の2日前まで
喫茶室	40名	喫茶・軽食	不要	-
		懇親会等	必要	使用日の2日前まで
ミーティング室	10名	会議・研究会・懇談会・部例会・その他の集会	必要	使用日の2日前まで

⑩ 食堂・喫茶室・売店等の営業時間については別に定める。ただし、懇親会に使用する時間は、平日午後5時から、閉館30分前までとする。

小集会室(1)は、生協が店舗として当分の間使用する。

大集会室・小集会室(2)・娯楽室は、IRCA建設の間、使用を中止する。

大学美術館食堂の展示に関する使用基準

(平成12年1月学生生活協議会決定)

① 使用者

食堂展示スペースを利用して作品を発表する本学の学生、教職員並びに副学長(教育担当)が認めるその他のもの。

② 使用優先順位

1. 大学の行う行事に関するもの
2. 学生の課外活動(大学公認のもの)に関するもの
3. 学生その他の課外活動並びに学生及び教職員の福利厚生に関するもの
4. 卒業生及び旧教職員に関するもの
5. その他(副学長が必要と認めたもの)に関するもの

③ 使用許可基準

1. 使用期間(準備期間及び後片付け期間を含む)
 - 1つの企画で2週間以内(食堂営業日のみ) 10:00~17:30(閉店時)
2. 特別申込(特約)の区分及び期日等
 - (1) 本学の学生及び職員の特約については、別表によるものとする。
 - (2) 特約期間中、同一期間について複数の申込があった場合は、当該申込者間の話し合い又は抽選により決定する。

3. 一般申込期間

本学の学生・教職員及びその他の者（副学長の認めるもの）の一般の申込については、使用予定日の1ヶ月前から使用予定日の2日前までとする。

別表

特約区分	特約期間	一般申込期日	備 考
4月1日～7月31日 9月1日～9月30日	1月5日から 1月25日まで	使用予定日の1か月前から 使用予定日の2日前まで	藝祭期間中及び本学の行事等による学生の登校禁止期間中を除く
10月1日～2月28日	7月1日から 7月20日まで		

（申込用紙は、学生課に用意してあります。）

○ 使用上の遵守事項

1. 使用許可を受けた目的以外の使用はしないこと、また転貸はしないこと。
2. 使用後の整理、整頓を実施すること。
3. 室内の施設の変更、備品の移動、持出し等は無断で行わないこと。
4. 掲示その他これに類するものは、所定の場所以外にはしないこと。
5. 食堂の機能を損なわないものを展示すること。
6. その他
 - ・壁面に展示する作品に限る。
 - ・ポスターはポスターコーナーを使用すること。
 - ・窓ガラスへの貼付は禁止する。

(3) 生活協同組合 <http://www.univcoop.jp/geidai>

1969年に東京芸術大学生生活協同組合（以下「芸大生協」という）が設立されました。現在、芸大生協は上野校地（美校・音校）及び取手校地に3つの店舗を開設し、より充実した大学生活をおくるために各種の商品やサービスを提供しています。

芸大生協は学生・教職員によって組織された団体で、加入した学生等が利用できます。加入には出資金12,000円が必要ですが、卒業時に返還されます（詳しくは生協事務所まで）。

また、大学生活を安心して過ごすために「学生総合共済・学生賠償責任保険」も取り扱っています。

場 所	取 扱 品 目	TEL, FAX
大学美術館内 10:00～18:30	書籍・楽譜・画材・文房具・日用雑貨・弁当・菓子類・自動車教習所・プレイガイド・旅行・宅配便・国際学生証・大学名入り履歴書（就職活動用）等	TEL 03 (3828) 5669 (内線 2957) FAX 03 (3828) 7291
大学会館内 10:30～16:30	弁当・パン・菓子・日用雑貨・文房具	TEL 03 (3828) 5689 (内線 2958)
取手校地福祉施設内 10:30～16:00	画材・文房具・弁当・パン・菓子・日用雑貨・書籍・自動車教習所・DPE・宅配便・たばこ・国際学生証・大学名入り履歴書（就職活動用）・名刺等／食堂（12:00～14:00）	TEL 0297 (73) 8223 (内線 7292) FAX 0297 (73) 8224

（注）営業時間は通常期の時間です。

(4) 学内食堂

両学部それぞれ食堂が開設され、市価より安く食事及び軽食類を提供しています。食堂の現況は、次のとおりです。

場 所	店 名	取 扱 品 目	TEL, FAX
大学美術館内	大浦食堂 8:30~17:30	和洋食類・丼物・うどん・喫茶・パン等	TEL・FAX共 03 (3821) 5340 (内線 2952)
	オークラ 11:00~18:00	洋食・カレーライス・ワイン・ケーキ・喫茶等	TEL 03 (3824) 5381 (内線 2954)
大学会館内	キャッスル 11:00~17:00	洋食・麺類・喫茶等	TEL 03 (3823) 4949 (内線 2951)
取手校地 福利施設内	生活協同組合 12:00~14:00	定食類・丼物・うどん・そば・カレーライス	TEL 0297 (73) 8186 (内線 7291)

(注) 営業時間は通常期の時間です。

○ 学内食堂利用上の注意

- 1) 食堂は食事や喫茶をしながら憩う場ですので、他人の迷惑となるような言動は慎んでください。
- 2) 清潔整頓に協力すること。(ビラ・ポスター・ステッカー等を許可なく掲示・貼付することはできません。)
- 3) セルフサービス制になっているので、食べ終わった食器類は必ず返却口に戻してください。
- 4) 食器や空瓶・机椅子その他食堂内備付けのものを外部に持出さないでください。
- 5) 昼食時のように混雑する際は、順番を守ってください。

(5) 売店

場 所	店 名	取 扱 品 目	TEL, FAX
大学美術館内	画翠 10:00~17:00	画材・文房具	TEL・FAX共 03 (3821) 7056 (内線 2956)
	ミュージアムショップ 10:00~17:00	ミュージアムグッズ, 図録等	TEL・FAX共 03 (5685) 1176 (内線 2955)

(注) 営業時間は通常期の時間です。

(6) 藝大アートプラザ <http://www.geidai.ac.jp/event/artplaza>

藝大アートプラザは、本学の企画開発品や、本学の教員等が創作した作品等の教育研究成果を、社会に対して積極的に発信するとともに、文化芸術を身近なものにして、心豊かな生活や活力ある社会の実現に寄与することを目的に設立されました。

■展示販売

藝大アートプラザは、附属図書館とともに改修工事が行われるため、2015年4月から休業しておりますが、大学グッズなどはインターネットにより頒布します。

詳しくは、東京藝術大学のホームページでご確認ください。

■学長賞(藝大アートプラザ大賞)

学生の制作活動の成果を広く社会に発信するため2006年から実施している学内アートコンペで、厳正な審査を経た入選作品を展示・販売します。(例年、秋～冬にかけて実施)

(7) 取手校地「利根川荘」(平成5年竣工) <http://www.geidai.ac.jp/life/welfare/tonegawasou>

利根川荘は、東京藝術大学の教職員、学生が取手校地における正課及び課外活動その他の教育活動を遂行するため、短期の宿泊に利用することを目的として設置したものです。

- 場 所 〒302-0001 茨城県取手市小文間5000 電話 050 (5525) 2544 (取手校地事務室)
- 施 設 鉄筋コンクリート3階建 収容人員42名(教員4名・学生38名)

- 利用申込先 *利用願は利用開始日の2日前までに指導教員の承認を得て取手校地事務室に提出してください。
- *学部3年生以上の学生の利用が可能です。
- *上野校地の教員及び学生は、学生課でも申込みができます。
- 利用料 *雑 費 150円(1泊につき)
- *クリーニング費 500円(1利用回数につき)
- その他 利用に際しての詳細については、取手校地事務室又は学生課に問い合わせてください。

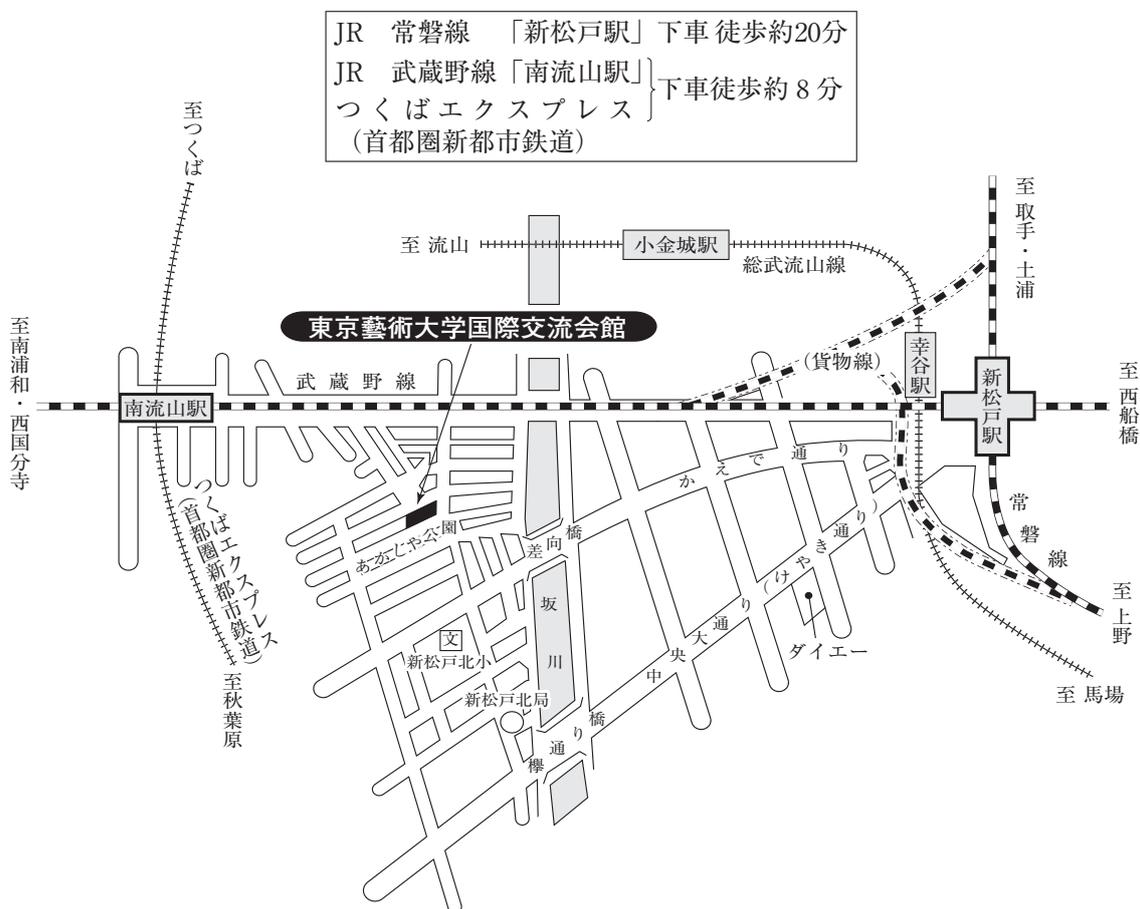
(8) 国際交流会館 (平成8年竣工) <http://www.geidai.ac.jp/life/abroad/residence>

国際交流会館は千葉県松戸市に置かれています。

この会館には、外国人留学生、外国人研究者及び若干のチューターが入居できます。

施設の概要は、鉄筋コンクリート3階建て、単身室(36室)、夫婦室(6室)、家族室(2室)があります。また、共用施設として、談話室、多目的室(アトリエ)及び音楽練習室が設けられています。

○場 所 〒270-0034 千葉県松戸市新松戸7-376 電話 047(340)1010(管理人室)
F A X 047(340)1431
土曜日午後、祝日、日曜日を除く8時30分~17時



(9) 藝大山岳部黒沢ヒュッテ

藝大山岳部黒沢ヒュッテは、昭和35年、当時の山岳部員とそのOB達を中心となって建設を計画し、本学学生、卒業生、教職員の協力を得て、翌36年に完成したものです。設計は生前、建築科教授で山岳部顧問教官であられた山本学治氏が担当されました。

黒沢ヒュッテ新設の当時は、北アルプス連峰とくに爺が岳、鹿島槍ヶ岳を間近に望む黒沢峠周辺は静かな峠道でしたが、その後、この一帯がスキー場として開発され、周囲はゲレンデへと変わり、ヒュッテは現在、サンアルピナ鹿島槍スキー場内にあります。

ヒュッテは四季を通じて、登山、ハイキング、スキーにまたスケッチやサークル活動など、本学学生・教職員等に利用されています。

建物は本学が所有するものではないので、利用希望者（利用許可期間に限る）は体育館地下にある山岳部部室へ問い合わせてください。

- 場 所：〒398-0001 長野県大町市平 黒沢高原
- 施 設：2階建32坪 電気、ガス、調理器具、食器、寝具
定員25名（団体の場合は10名以下の利用厳守）
- 宿泊費：1泊 2,100円 小学生以下 1,000円
お風呂はありません。スキー場内の浴場（有料）利用となります。
- 利用期間：＜夏季＞4月～11月 ＜冬季＞1月下旬～3月下旬
部員の合宿期間などの閉鎖期間は除きます。
- 利用条件：代表者は小屋の利用法を知っている者に限ります。
- 交 通（鹿島槍スキー場まで）
 - 車 中央道経由、安曇野IC または 関越道経由、長野IC より現地へ
 - J R, 高速バス 信濃大町駅下車、シャトルバス利用

(10) 草津セミナーハウス http://www.gunma-u.ac.jp/studentlife/stu005/stu005_001

この施設は、関東甲信越地区国立大学の学生・教職員のための共同利用合宿研修施設として、群馬大学に設置されたものです。

- 場 所：〒377-1711 群馬県吾妻郡草津町大字草津字白根737 電話 0279 (88) 2212
 - 施 設：鉄筋コンクリート4階建 収容人員102名
 - 利用者：関東甲信越地区国立大学の学生及び教職員で、原則として4名以上の団体で、かつ研修利用の計画を有する者。
 - 利用申込：10日前まで
- その他、利用に際しての詳細は学生課課外支援係に問い合わせてください。

電話 050 (5525) 2068

(11) 山中共同研修所 <http://www.tukuba.ac.jp/campuslife/facilities/s-yamanaka.html>

この施設は、関東甲信越地区国立大学の学生・教職員のための共同利用合宿研修施設として、筑波大学に設置されたものです。

- 場 所：〒401-0502 山梨県南都留郡山中湖村平野479 電話 0555 (62) 0309
 - 施 設：鉄筋コンクリート2階建 収容人員60名
 - 利用者：関東甲信越地区国立大学の学生及び教職員
 - 利用申込：7日前まで
- その他、利用に際しての詳細は学生課課外支援係に問い合わせてください。

電話 050 (5525) 2068

2. 経済的な支援等

(1) 独立行政法人日本学生支援機構奨学金 http://www.geidai.ac.jp/life/scholarship/jasso_scholarship

独立行政法人日本学生支援機構〔以下「機構」といいます〕（<http://www.jasso.go.jp/>）は、学生支援業務を総合的に実施する独立行政法人です。

その中でも奨学事業は、優秀な学生生徒で経済的理由のため修学困難な者に、学資を貸与して教育の機会均等をはかり、社会の健全な発展に尽すことと、貸与した資金の回収を行い、この事業の円滑な運営に努めています。

1. 奨学生となる資格

学校教育法による大学に在学する者で、人物・学業ともに優秀かつ健康であって、学資の支弁が困難と認められる者に限られます。

2. 募集について

毎年春、主に新入生を対象に奨学生の募集を行っています。出願期間等の詳細は、その都度大学ホームページに掲載するので希望者は学生課で所定の手続きをしてください。

3. 奨学生の種類・貸与月額等

○定期採用

奨学生の種類		貸与月額	貸与期間
大学奨学生	第一種 (無利子)	自宅通学	最短修業年限の 終期まで
		自宅外通学	
第二種(有利子)		3万円, 5万円, 8万円 10万円, 12万円から選択	
大学院奨学生	第一種 (無利子)	修士課程	
		博士課程	
第二種(有利子)		5万円, 8万円, 10万円 13万円, 15万円から選択	

※ 第二種奨学金の利率は、①利率固定方式又は②利率見直し方式のうち一方を選択します。年3%が上限です。

○臨時採用等

奨学生の種類	貸与額	貸与条件
緊急採用 (全学年・随時受付)	第一種奨学金(無利子)を 翌年3月まで貸与(更新可)	家計支持者が失職、破産、倒産、病気、死亡 又は火災、風水害等により家計急変が生じ(た だし、事由が発生したときから1年以内)急 に奨学金が必要になった場合に申し込みがで きます。
応急採用 (全学年・随時受付)	第二種奨学金(有利子)を 最短修業年限まで貸与	
入学時特別増額貸与奨学金 (新入・編入時受付)	定額10万, 20万, 30万, 40万 50万(有利子)から選択	第1学年入学者(編入学者の編入学年次を含 む)で条件を満たすものに対して、希望によ り定額を増額して貸与します。

4. 奨学金の交付

奨学金は奨学生個人の持つ金融機関の口座に直接振込まれます。

5. 奨学生の義務

奨学金は学資として貸与するもので、奨学生は、奨学金の返還免除に該当する者以外は、必ず返還しなければなりません。

また、貸与を終了してから6か月を経た後、割賦(月賦, 月賦・半年賦併用)の方法で、返還しなければなりません。なお、卒業後の就職、進学その他について特別の制限はありません。

○「特に優れた業績による返還免除制度」について

—特に優れた業績による返還免除制度とは—

機構が行う「特に優れた業績による返還免除制度」は、大学院において「第一種奨学生」として採用され、当該年度に貸与が終了する者のうち、下記の業績について特に優れていると認められる者に対し、貸与を受けた奨学金の全額または半額を免除する制度です。

[対象となる業績]

- ① 学位論文その他の研究論文
- ② 大学院設置基準第16条に定める特定の課題についての研究の成果（本学では修士課程における修了作品、修了演奏会が該当）
- ③ 授業科目の成績
- ④ 音楽、演劇、美術、映像その他の発表会における成績
- ⑤ 著書、データベースその他の著作物（①掲げるものを除く。）
- ⑥ 研究又は教育に係る補助業務の実績
- ⑦ 発明
- ⑧ ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績

(注1) 対象となる業績は、当該課程（在籍している課程）における業績となります。（例えば、博士課程であれば、修士課程時の業績は対象となりません。）

(注2) 上記の業績はすべて本学においての「専攻分野に関連した業績」とし、スポーツの競技会における成績については評価対象とはなりません。

(注3) 上記の各業績における具体的な評価項目は、募集時に配布の「東京藝術大学返還免除奨学生選考基準」で確認してください。

○「優秀学生顕彰事業」の募集について

この事業は経済的理由により修学に困難がありながらも、業績を挙げた優秀学生を表彰し、奨励・支援するもので、応募資格および顕彰内容等は下記のとおりとなっています。

1. 応募資格

学部3・4年生（留年生も可。ただし、成績不振等による留年者は不可）で、機構の奨学生または奨学生でなくても機構の第二種奨学金推薦基準を満たしている者。

2. 応募分野

- A. 学術
- B. 文化・芸術
- C. スポーツ
- D. 社会貢献
- E. 産業・イノベーション・ベンチャー
- F. 国際交流

3. 奨励金

[大賞] 50万円

[優秀賞] 30万円

[奨励賞] 10万円

4. 応募受付：6月～8月、両学部教務係、取手校地事務室、千住校地事務室

○ 卒業後、海外留学をするための奨学金（第二種奨学金）の貸与について

国内の学校を卒業後に海外の学校へ留学を希望する大学に近年の国際化に伴い、積極的に海外の大学・大学院で学ぼうとする学生が増える状況を踏まえ、国際的に活躍する人材の育成及び経済的支援を図る観点から設置されました。

大学・大学院進学予定者を対象として、進学をする前にあらかじめ申込む「予約制度」（留学する年度の前年度9月～留学年度9月の間に受付）の場合、申込書類の請求・提出先は国際企画課となります。進学後に申込む場合は、機構に直接請求・提出してください。

貸与月額：5万円・8万円・10万円・13万円・15万円の選択制

○ 在学中に、海外の大学等へ短期留学をするための奨学金（第二種奨学金）の貸与について

在学中に、海外の短期大学・大学・大学院へ短期留学（原則として、留学期間が3ヶ月以上1年以内）をするために奨学金を希望する人を対象に審査・選考のうえ、貸与する有利子の奨学金で、在学する学校長の推薦を得て短期留学をする前に申込む「予約制度」となっています。

1. 貸与月額（選択制）

大学等へ留学：3万円・5万円・8万円・10万円・12万円

大学院へ留学：5万円・8万円・10万円・13万円・15万円

2. 留学時特別増額貸与奨学金

毎月振り込まれる月額とは別に、留学にかかる一時的な経費に対応するため、希望する人は更に一時金として特別増額貸与（10万円・20万円・30万円・40万円・50万円から選択）を受けることができます。

3. 募集時期：平成29年度は下記のとおり3回募集します。留学開始時期によって募集時期が異なりますので注意してください。なお、募集期限は、両学部教務係または各校地事務室で確認してください。

あなたが留学を開始する時期	採用候補者の決定
1回目：4月～7月	2月下旬頃
2回目：8月～11月	6月下旬頃
3回目：12月～翌年3月	10月下旬頃

(2) 地方公共団体及び財団法人等奨学金

http://www.geidai.ac.jp/life/scholarship/foundation_scholarship

前記の機構奨学金以外に、地方公共団体、財団法人等による奨学金制度があります。

これらの中には返還を要しない給付奨学金、コンクール（コンペティション）等もあり、本学ホームページで随時紹介しています。

(3) 東京藝術大学奨学金制度 http://www.geidai.ac.jp/life/scholarship/geidai_scholarship

この奨学金制度は、個人又は、団体等から本学へ寄附された基金等をもとに、学業優秀な者又は研究室等に学資等を給付している制度で、本人の応募によるものではなく、成績優秀者に授与しています。

東京藝術大学奨学金一覧

奨学金名	代表者等	対象者及び給付額	沿 革
安宅賞 奨学基金	安宅 昭彌	美術学部・大学院美術研究科 24,000円 音楽学部 36,000円	故安宅英一氏 1901（明34）～1994（平6）：元安宅産業株式会社社長。美術品収集に尽力（安宅コレクションの基礎となる）、また音楽愛好家。芸術家の育成を目的に、氏によって本賞が設立（昭13）された。美術及び音楽学部学生で成績優秀な者を対象に給付している。本賞は、平成元年度から「安宅賞奨学資金」を「安宅賞奨学基金」と改称し、新たな運用を行っている。
平山郁夫 文化芸術基金	平山 美知子	美術学部・大学院美術研究科 音楽学部・大学院音楽研究科 大学院映像研究科 学部学生一人又は一団体200,000円 大学院学生一人又は一団体300,000円	故平山郁夫氏 1930（昭5）～2009（平21）：元本学学長。文化勲章（平10）。氏のご遺族の寄附により本奨学金が設立（平23）された。本学学部生又は大学院生の個人又は団体で、本学の教育研究の成果を広く国内外に知らしめた優れた学生に対して奨学金を給付している。
平山郁夫 奨学基金	平山 美知子	美術学部・大学院美術研究科 200,000円	故平山郁夫氏 1930（昭5）～2009（平21）：元本学学長。文化勲章（平10）。氏の寄附により本奨学金が設立（平1）された。美術学部学部学生及び大学院生で、優秀な成績を修めた者に対し奨学金を給付している。
〇氏記念賞 奨学基金	〇氏記念賞 委員会	美術学部 大学院美術研究科 油画 約180,000円	故大橋嘉一氏 1896（明29）～1978（昭53）：元大橋化学工業株式会社社長、漆焼付塗装の発明、藍綬褒章（昭29）、絵画愛好家。氏が設置（昭28）した「大橋賞」を母体として、氏の没後その功績を称え、氏の遺志である絵画学生奨学の恒久的存続を図るため、これまでの受賞者、関係教官及び賛同者の作品寄贈により「〇氏記念賞」と改称し、設立（昭60）された。油画学生で、成績優秀な者を対象に給付している。
俵 奨学基金	俵 正市	大学院美術研究科 版画 200,000円	俵正市氏 1930（昭5）～：（財）俵美術館理事長。美術研究科絵画専攻（版画）学生の奨学を目的に、氏の寄附によって本奨学金が設立（平3）された。
久米桂一郎 奨学基金	久米 邦貞	美術学部 油画・彫刻 約20,000円	故久米桂一郎氏 1866（慶応2）～1934（昭9）：元本学教授＜西洋画＞、本学の西洋画科を創設（明29）、のち西洋美術史と美術解剖学を講じる（昭7）。氏の業績を記念して、御遺族及び関係者によって設立された「久米美術館」（品川区）と共に本奨学金が設立（昭56）された。油画専攻及び彫刻科学生で、成績優秀な者を対象に給付している。
内藤春治 奨学基金	内藤 マン	美術学部・大学院美術研究科 工芸 約40,000円	故内藤春治氏 1895（明28）～1979（昭54）：元本学名誉教授＜鍍金＞、勲三等瑞宝章（昭44）。氏の業績を記念して、工芸学生に対する教育研究の奨励を目的に、御遺族及び関係者によって本基金が設立（昭54）された。工芸科学生で、成績優秀な者を対象に給付している。
原田賞 奨学基金	原田 健	美術学部・大学院美術研究科 工芸 約30,000円	故原田寛子氏 1951（昭26）～1973（昭48）：本学工芸科＜染織＞3年次に在学中、不慮の事故により没す。氏の夭折を悼み、工芸学生の奨学を目的に、御遺族によって本基金が設立（昭49）された。工芸科学生で成績優秀な者を対象に給付している。

奨学金名	代表者等	対象者及び給付額	沿革
藤野奨学金	藤野 宗孝	美術学部・大学院美術研究科 鍛金 実材履修者を含む 美術教育(工芸教育) 約100,000円	故藤野宗次郎氏 1916(大5)～2009(平21)：元藤野金属株式会社社長，日本銅センター会員，美術愛好家。金工学生に対する教育研究の奨励を目的に，氏の寄附によって本奨学金が設立(昭61)された。金工学生で成績優秀な者を対象に給付している。
吉田五十八奨学基金	北原 繁	美術学部・大学院美術研究科 建築 約20,000円	故吉田五十八氏 1894(明27)～1974(昭49)：元本学名誉教授<建築>，芸術院賞(昭27)，芸術院会員(昭29)，文化勲章(昭39)。建築に関連する研究調査の助成を目的に，氏の寄附によって本基金が設立(昭40)された。建築科学生で，成績優秀な者を対象に給付している。
長谷川良夫奨学基金	菅野 一哉	音楽学部作曲科 3年 100,000円 4年 200,000円	故長谷川良夫氏 1907(明40)～1982(昭57)：元本学名誉教授<作曲>，イタリア賞(昭31)。氏の業績を記念して，作曲学生の奨学を目的に，御遺族及び関係者によって本奨学金が設立(昭57)された。作曲科学生で，成績優秀な者を対象に給付している。
松田トシ奨学基金	声楽科教員室	音楽学部 声楽科4年 200,000円	故松田トシ氏(昭和11年3月東京音楽学校本科声楽部卒業) 1915(大4)～2011(平成23)の寄附により本奨学金が設立(平1)された。音楽学部声楽科の学生で，優秀な成績を修めた者に対し奨学金を給付している。
クロイツァー記念賞奨学資金	クロイツァー記念会会長	大学院音楽研究科 ピアノ 100,000円	故レオニード・クロイツァー氏 1884(明17)～1954(昭29)：ロシア生まれ，ベルリン高等音楽学校教授<ピアノ>を経て本学教授。氏の功績を記念して，学内外のピアニストの育成を目的に，氏の手がけた子弟達の寄附によって本賞が設立(昭46)された。器楽(ピアノ)専攻学生で，成績優秀な者を対象に給付している。
浄観賞奨学資金	杉本 一太	音楽学部 邦楽科 (長唄・三味線・囃子) 3・4年 20,000円	故二世稀音家浄観氏(本名，杉本金太郎) 1874(明7)～1956(昭31)：元本学教授<長唄 三味線>，芸術院会員(昭23)，文化勲章(昭30)。氏の業績を記念して，長唄界の育成を目的に，御遺族及び関係者によって本賞が設立(昭31)された。邦楽科長唄・三味線・囃子の各専攻学生で，成績優秀な者を対象に給付している。
宮城賞奨学資金	牧瀬喜久雄	音楽学部 邦楽科(箏曲) 3・4年 100,000円	故宮城道雄氏 1893(明26)～1956(昭31)：元本学教授<箏曲>，芸術院会員(昭23)，第1回NHK放送文化賞(昭25)。氏の業績を記念して，箏曲演奏家の育成を目的に，御遺族及び関係者によって本賞が設立(昭32)された。邦楽箏曲専攻学生で，成績優秀な者を対象に給付している。
常英賞基金	鈴木 英二	音楽学部 邦楽科4年 100,000円	常磐津文字衛氏(本名 鈴木英二)：元本学客員教授<常磐津三味線>，重要無形文化財保持者(平3)。邦楽学生の奨学を目的として，氏の寄附により，本賞が設立(平7)された。邦楽科の学生で，成績優秀な者を対象に給付している。
野村美術賞	公益財団法人 野村国際文化財団	大学院美術研究科 博士後期課程 800,000円	財団法人野村財団の寄附により「野村賞奨学金」が設立(平9)され，平成22年，同財団が公益財団法人野村財団に改組したのに伴い，「野村美術賞奨学金」と改称し，現在に至っている。大学院美術研究科博士後期課程の学生で，特に優秀な者の作品及び関連資料を買上げ，大学美術館に収蔵することを目的としている。

奨学金名	代表者等	対象者及び給付額	沿革
上野芸友賞 奨学金	特定非営利 活動法人 上野芸友倶楽部 理事長	美術学部・大学院美術研究科 絵画科(油画) 絵画専攻 (油画,版画,壁画, 油画技法・材料) 50,000円～100,000円	本学公開講座(美術学部)修了者の有志団体である,上野芸友倶楽部の寄附により,本奨学金が設立(平8)された。絵画科(油画),絵画専攻(油画,版画,壁画,油画技法・材料)の学生で,学業成績優秀な者を対象に給付している。
伊達 メモリアル 基金	南條 敦子	音楽学部 ピアノ専攻2年 300,000円	故伊達純氏1920(大9)～2000(平12)元本学名誉教授(ピアノ),クロイツァー記念会会長。氏の業績を記念して,ピアノ専攻の学生の奨学と褒賞を目的とし,御遺族及び関係者によって本基金が設立(平12)され,成績優秀な学生に対して給付する奨学金である。
日本陶磁芸術学会 東京藝術大学支部 奨学金	日本陶磁芸術学会 東京藝術大学支部長	美術学部陶芸専攻 50,000円	本学公開講座受講者の会「藝大陶友会」が陶芸専攻学生を支援する目的に本奨学金が設立(平18)された。陶芸専攻学生で成績優秀な者を対象に給付している。
お仏壇の はせがわ賞	(株)はせがわ 代表取締役社長	大学院美術研究科(修士) ・文化財保存学(保存修復) 修了見込者500,000 円の範囲で1名または複 数名に給付	長谷川裕一氏(株)はせがわ代表取締役社長の寄付により本賞が設立(平19)された。文化財保存学(保存修復)修了見込者で修士作品または修士論文が特に優秀な者を対象に給付している。
大賀典雄賞 奨学金	大賀 緑	音楽学部・大学院音楽研究科 声楽およびピアノ専攻 の卒業・修了年次生各1名 1,000,000円	故大賀典雄氏(元ソニー会長)1930(昭5)～2011(平23)の寄付により卒業・修了後,海外留学または演奏活動をする優秀者を支援するため本奨学金が設立(平20)された。
武藤 舞基金	武藤 弘和	[武藤舞奨学金] 音楽学部・大学院員音楽研究科 音楽環境創造科学部生2名の他, 音楽環境創造および声楽から3名/ 各300,000円 [武藤舞音楽環境創造教育研究助成金] 音楽学部および音楽研究科 在籍の学生および同在籍の学生が 企画運営の中核となる事業/ 1件最大500,000円(助成総額年間 200万円まで)	故武藤舞さん 1986(昭61)～2008(平20):本学音楽環境創造科4年次に在学中,学問の志半ばに亡くなった武藤さんの夭折を悼み,舞さんの意志を継ぐ学生達を応援していきたいという御遺族の想いに賛同した舞さんの父親の勤務先であるNTTグループの社員・関係者の御厚意による募金を原資として本基金が設立された。音楽環境創造科および声楽科学生で成績優秀な者を対象に給付する奨学金と,音楽学部および音楽研究科の学生の教育研究活動のための助成金として給付している。
中能島賞	中能島 弘子	大学院音楽研究科 邦楽専攻(箏曲) 大学院生 50,000円	故中能島欽一氏 1904(明37)～1984(昭59):元本学名誉教授(山田流箏曲)氏の業績を記念して箏曲専攻の大学院生に対する教育研究の奨励を目的に設立(平22)された。同専攻の学生で成績優秀な者を対象に給付する。
北田文化財 保存科学賞	北田 正弘	大学院美術研究科 文化財保存学専攻 保存科学研究分野博士 後期課程修了見込者 100,000円	本学名誉教授北田正弘氏の寄附により,本奨学金が設立(平22)された。文化財保存学専攻保存科学研究分野博士後期課程修了見込者の学生で,修了論文が優秀な者を対象に給付する。
藝大デザイン N賞	美術学部 デザイン科 研究室	大学院美術研究科 デザイン専攻 2名 100,000円	デザイン分野の人材育成を図る目的で,藝大デザイン賞と同じ奨学寄付金により設立(平25)された。卒業または修了制作が芸術表現においてきわだった創造性を発揮した者,または独自の視点で新たな表現領域を開拓した者を対象に給付している。
静岡銀行賞	(株)静岡銀行 取締役頭取	大学院美術研究科 文化財保存学専攻 彫刻分野博士後期課程 修了見込者 約500,000円	文化財彫刻における保存修復技術の人材育成を図ることを目的として設立(平24)された。

奨学金名	代表者等	対象者及び給付額	沿 革
藝大クラヴィア賞	音楽学部 器楽科 ピアノ研究室	音楽学部[ピアノ2年,4年]・大学院音楽研究科[ピアノ]から合計6名 100,000円	ピアノ専攻学生の人材育成を図ることを目的として、本学卒業生(齋藤寛子氏)の御遺族である故西田豊子氏からの遺贈により設立(平24)された。ピアノ学生から、特に優秀な者を対象に給付している。
藝大クラヴィア大賞		大学院音楽研究科[ピアノ]から 200,000円	
宗次徳二特待奨学生	宗次 徳二	音楽学部[ピアノ,弦楽,管打楽]・大学院音楽研究科[声楽]から最大4名 初年度:1,000,000円 2年次以降:500,000円	宗次徳二氏1948(昭23)～:株式会社壺番屋(カレーハウスCoCo壺番屋)創業者、NPO法人イエロー・エンジェル理事長、宗次ホールオーナー 次世代の音楽会を担うことが期待される者を選考し、国内外での音楽研究活動を奨励することを目的として設立(平25)された。入学時は入試成績、学部学生は3年進級時に学内成績等により更新審査を行い、優秀な者を対象に給付している。
平成芸術賞	(株)平成建設社長 秋元 久雄	美術学部 300,000円	次世代の美術界を担う芸術家及び研究者の人材育成を目的として、美術学部において特に優秀な者を対象に、(株)平成建設社長秋元久雄氏の寄附により、平成26年度に設立
若杉弘メモリアル基金賞	長野 常雄	音楽学部指揮科在籍する者のうち、当該賞選考翌年度の「藝大フィルハーモニア定期新卒業生紹介演奏会」出演予定の学生 200,000円	故・若杉弘氏1935(昭10)～2009(平21):元本学名誉教授の遺贈により本奨学金が設立(平27)された。指揮専攻学生の人材育成を図ることを目的とし、成績優秀な者を対象に給付している。
長野羊奈子賞奨学金	長野 常雄	大学院音学研究科博士後期課程音楽専攻声楽研究領域 20,000円	故・長野羊奈子氏1933(昭8)～2014(平26):元本学講師の遺贈により本奨学金が設立(平27)された。声楽研究領域の学生の人材育成を図ることを目的とし、在学中の学生に給付している。
毛利準賞奨学金	毛利 知樹	大学院音学研究科博士後期課程音楽専攻声楽研究領域 30,000円	故・毛利準氏1927(昭2)～2007(平19):元本学名誉教授の遺贈により本奨学金が設立(平27)された。声楽研究領域の学生の人材育成を図ることを目的とし、在学中の学生に給付している。
佐藤一郎奨学金	佐藤 一郎	美術学部絵画専攻(油画技法・材料) 大学院美術研究科博士後期課程(油画) 100,000円	本学名誉教授佐藤一郎氏の寄付により本賞が設立(平成27年度)。 美術学部絵画専攻(油画技法・材料)または大学院博士後期課程美術専攻(油画)に在籍する学生のうち、特に成績が優秀と認められる者を対象とする。
河北賞	河北 秀也	美術学部デザイン科 大学院美術研究科デザイン専攻 100,000円	本学名誉教授河北秀也氏の寄付により本賞が設立(平成27年度)。 前年度、美術学部3年または大学院美術研究科1年に在籍していた学生のうち、平面、立体など作品表現は問わず、既成にとらわれない新しいデザイン研究に前向きにチャレンジした学生を対象に給付している。

(4) 入学料免除の制度 <http://www.geidai.ac.jp/life/exemption/entrance>

入学料の免除は、特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる者に対し、選考のうえ入学料の全額または半額を免除するものです。免除を希望する者は、免除の対象、提出書類、手続方法等、以下の記載事項をよく理解のうえ申請してください。

1. 免除の対象

対象者区分	免除の対象となる事由
ア. 学部入学者 イ. 別科入学者	(1) 入学前1年以内において、本人の学資を主として負担している者が、死亡し、又は本人若しくは本人の学資を主として負担している者が風水害等の災害を受けた場合。 (2) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合。 上記のいずれかに該当し、入学料の納付が著しく困難であると認められる場合。
ウ. 大学院入学者	本学の大学院に入学する者であって、経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者または上記事由の(1)、(2)に該当する者。

(注意) 本学大学院修士課程から、引き続き博士後期課程に入学する者については入学料を徴収しません。(修士からストレートで博士に合格した者のみ)

2. 申請するために必要な書類、証明書等

- ①同一世帯全員(別居者含)の住民票
- ②同一世帯(結婚等による別居独立世帯除く)のうち、就学者以外(本人及び配偶者を除く)全員の所得証明書又は非課税証明書
- ③給与所得者は前年度源泉徴収票、税務署に申告した者は当年確定申告書の控等
- ④風水害等の災害を受けた場合は、その者の居住地の市区町村長発行の罹災証明書またはその他の発行する証明書
- ⑤その他入学料の納付困難な事情を認定するに足りる証明書等

3. 提出期間及び提出先

申請書は、所定の期日までに教務係または各校地事務室に提出してください。

(注意: 免除対象以外の者、必要書類の整っていないもの、必要事項の記入されていないものは受け付けません。)

4. 申請書の提出について

入学料免除の申請があった者については、免除の可否を判定する間は入学料の納付を猶予しますが、免除の許可をされなかった者及び半額免除になった者は、その決定告知の日から30日以内に入学料を納付しなければなりません。

万一納付しない場合は除籍(入学取消)となります。

5. 入学料免除者の決定(保証人宛に郵送により発表します。)

6月下旬~7月初旬

6. その他詳細については、学生課または教務係に相談してください。

(5) 入学料徴収猶予の制度

入学料徴収猶予は、下記のいずれかに該当している場合を対象として、選考の上、入学料の徴収を入学年度の9月末日まで猶予する制度です。(9月末日以降は、いかなる理由があっても猶予できません)

- (1) 経済的理由により入学料の納付期限までに入学料の納付が困難で、かつ学業優秀と認められる場合
- (2) 入学前1年以内に、出願者の主たる家計支持者の死亡又は出願者本人若しくは出願者の主たる家計支持者が風水害等の災害を受けたことにより、入学料の納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる場合
- (3) その他やむを得ない事情があると認められる場合

※申請に必要な書類、証明書等については、「入学料免除」と同様のものが必要になります。

(6) 授業料免除の制度 <http://www.geidai.ac.jp/life/exemption/tuition>

授業料の免除は、経済的理由により授業料の納付が著しく困難であり、かつ学業優秀であると認められる者に対し、選考のうえ授業料の全額または半額を免除するものです。免除を希望する者は、免除の対象、提出書類、手続方法等以下の記載事項をよく理解のうえ申請してください。

1. 免除の対象

- ア 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合
- イ 学生の学資を主として負担している者が死亡または風水害等の災害を受け、納付困難と認められる場合

2. 申請するために必要な書類、証明書等

- ① 同一世帯全員（別居者含）の住民票
- ② 同一世帯（結婚等による別居独立世帯除く）のうち、就学者以外（本人及び配偶者を除く）全員の所得証明書または非課税証明書
- ③ 給与所得者は前年度源泉徴収票、税務署に申告した者は当年確定申告書の控等
- ④ 風水害等の災害を受けた場合は、その者の居住地の市区町村長発行の罹災証明書またはその他の発行する証明書
- ⑤ その他授業料の納付困難な事情を認定するに足る証明書等

3. 提出期間及び提出先

申請書は、所定の期日までに、教務係または各校地事務室に提出してください。

（注意：免除対象外の者、必要書類の整っていないもの、必要事項の記入されていないものは受け付けません。）

4. 申請書の提出について

授業料免除の申請があった者については、免除の可否を判定する間は授業料の納付を猶予するが、免除を許可されなかった者及び半額免除になった者は、その決定があった後、速やかに授業料を納付しなければなりません。万一納付しない場合は除籍となります。

5. 授業料免除者の決定（保証人宛に郵送により発表します。）

前期分……6月下旬～7月初旬

後期分……11月初旬

6. その他詳細については、学生課または教務係に相談してください。

(7) 授業料徴収猶予の制度

授業料徴収猶予は、学生が、下記の条件に該当している場合を対象として、選考の上、授業料の延納または月割分納とする制度です。

[条件]

経済的理由により授業料の納付期限までに授業料の納付が困難で、かつ学業優秀と認められる場合。

[猶予の種類]

授業料徴収猶予には、下記のとおり「延納」と「月割分納」があり、猶予を許可された場合、いずれかを選択することができます。

ただし、いかなる理由があっても納入期限を超えることはできませんので予めご承知ください。

1. 延納

授業料徴収猶予が許可された日から「前期分授業料」は9月下旬の指定した日まで、「後期分授業料」は1月末日まで「延納」することができます。

2. 月割分納

授業料を3分割（均等分割）して納入することができます。（前期分は7月、8月、9月の各月の末日までに納入。後期分は11月、12月、1月の各月の末日までに納入となります）

※申請に必要な書類、証明書等については、「授業料免除」と同様のものが必要になります。

(8) 学生の保険 <http://www.geidai.ac.jp/life/consultation/insurance>

・ 学生教育研究災害傷害保険（略称：「学研災」）

「学研災」は、学生が教育研究活動中に被った災害事故に対して必要な補償を行い、安心して学業に励むとともに充実した学生生活が過ごせるように設けられた保険制度です。この制度の主旨を理解し、全員が加入することをお勧めします。

なお、本保険の詳細については、学生課総務係にお問い合わせください。

1. 加入手続き

入学手続き時に入学金の納入に合わせて保険料を納入して下さい。申込書はありません。入学時に未加入の学生が新たに加入する場合は、学生課総務係にお申し出ください。

2. 保険金が支払われる場合

本学における教育研究活動中（授業、学校行事、課外活動、及び通学中等）に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被ったとき。

3. 保険金の種類と支払額

担保範囲	死亡保険金	後遺傷害 保 険 金	医療保険金	入院加算金
正課中，学校行事中	2,000万円	120万円～ 3,000万円	治療日数1日から対象 3千円～30万円	入院1日目 から支給 1日につき 4,000円 (180日を限度)
上記以外で学校施設内に いる間，学校施設外で大 学に届け出た課外活動中	1,000万円	60万円～ 1,500万円	治療日数14日以上が対象 3万円～30万円	
通学中， 学校施設等間移動中			治療日数4日以上が対象 6千円～30万円	

※上記の保険金は、生命保険、健康保険、他の傷害保険、加害者からの賠償金等と関係なく、支払われます。

4. 保険金が支払われない主な場合

疾病、経路を逸脱した通学、故意、闘争行為、犯罪行為、地震、噴火、津波、戦争、暴動、放射線・放射能による傷害、無資格運転・酒気帯び運転など。

5. 事故の通知

この保険の対象となる事故が生じたときは、遅延なく事故の日時、場所、状況、障害の程度等を学生課総務係へ連絡してください。

・ 学研災付帯賠償責任保険（略称：「付帯賠償」）

「付帯賠償」は、学生が正課中、学校行事中、課外活動中及びその往復で他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償するものです。

1. 加入手続き

学研災と一緒に保険料を納入してください。「付帯賠償」は、「学研災」に加入した方のみが加入することができます。

2. 保険金が支払われる場合

(1) 正課中、学校行事中、課外活動中及びその往復に、次に掲げる事故により他人の身体に障害（障害に起因する死亡を含む。）を負わせ、又は他人の財物を損壊（滅失、破損もしくは汚損）させ、被保険者が法律上の賠償責任を負った場合。

イ. 活動に伴い発生した偶然な事故

ロ. 活動に伴って提供した飲食物及び成果物に起因する偶然な事故

(2) 活動中に使用又は管理する他人の財物を損壊、紛失または盗取（詐取を含む）するなど、財物に対し正当な権利を有する者に対し被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合。

○保険期間と保険料

区 分	保険期間	学研災	付帯賠償	合計
学 部	4年間	3,300円	1,360円	4,660円
修 士	2年間	1,750円	680円	2,430円
博 士	3年間	2,600円	1,020円	3,620円
別 科	2年間	1,750円	680円	2,430円
研究生/科目等履修生	1年間	1,000円	340円	1,340円

※保険期間内に休学した場合は、復学時に返還手続きをすることで保険料が返金されることがあります。

※留年等で在学延長する際は、新たに1年分の追加加入が必要となるのでご注意ください。

※科目等履修生で介護等体験実習の予定者は、必ず加入してください。

(ただし、他の保険会社の介護等体験に対応する賠償責任保険に加入している場合は除く)

・その他の保険について

前述の「学研災」および「付帯賠償」は、補償範囲が教育研究活動中のケガ・災害に起因する場合に限られており、病気や私的な活動の場合は一切補償されません。学生生活全般に補償範囲を広げた以下に記載する任意加入の保険もありますので、加入を希望する場合は、それぞれの取扱い先にお問い合わせください。

○（公財）日本国際教育支援協会 取扱い

『学研災付帯学生生活総合保険』（「学研災」への加入が条件）

担当：学生生活総合保険相談デスク 電話：0120（811）806

○東京藝術大学生生活協同組合 取扱い

『学生総合共済』『学生賠償責任保険』（生協組合員加入が条件）

担当：山田^{やまだ} 電話：03（3828）5669

(9) 就職・アルバイト情報等 <http://www.geidai.ac.jp/life/job/fairs> http://www.geidai.ac.jp/life/job/part_time

就職情報は、本学のホームページに各企業、学校からの求人票を随時開示している他、就活に必要な「エントリーシートの書き方」「模擬面接セミナー」等の講座や各社を招いての会社説明会も紹介しています。また、学生課前ロビーにも各社からの求人票をファイル設置していますので、併せてご利用ください。

※企業等に提出する「大学名入りの履歴書」は芸大生協で取り扱っています。

アルバイト情報も同様に本学ホームページに掲載しており、企業からの求人は自宅から閲覧ができます。個人からの家庭教師等の求人は概要のみをホームページに掲載し、依頼者の（連絡先等の）個人情報学生課の窓口（平日9時～17時）で閲覧することになります。

(10) アパート・下宿の紹介

民間のアパート等を希望する者は、学生課に相談してください。

また、芸大生協でもアパート・下宿の案内をしています。

3. 貸出物品

学生課及び取手校地事務室では、課外活動用として種々の物品を貸し出しているため、希望者は下記により手続きをして利用してください。

- 貸出期間 2週間以内
- 場所 学生課及び取手校地事務室
- 申込み方法 窓口の台帳に予約（1ヵ月前から予約受付）を記入し、当日は借用書を記入の上で、借りてください。
- 貸出備品

三脚	プロジェクター
トランシーバー	マイクスタンド
ワイヤレスアンプ	拡声器
ビデオカメラ	電源ドラムコード
一眼レフカメラ	その他

（注）貸出物品は、学生課と取手校地事務室では若干、取扱品目が違うものがあります。

4. 国立の美術館、博物館が特典利用できる「キャンパスメンバーズ」について

本学は、国立美術館、博物館が大学等に利用促進を図っている「キャンパスメンバーズ制度」に入会しています。入会の特典として、学生（研究生、科目等履修生を含む）・教職員が学生証、職員証を提示すれば、所蔵作品展の無料観覧、特別展の割引等を受けることができますのでご利用ください。

（1）「国立美術館キャンパスメンバーズ」

「国立美術館キャンパスメンバーズ」は、学校教育における美術館の有効な活用を促し、学生等が美術作品等を通じて美術に親しむ機会をより豊かにすることを目的とした独立行政法人国立美術館による制度です。

ア. 利用できる美術館

- ①東京国立近代美術館（フィルムセンター展示室を含む。）
- ②国立西洋美術館
- ③国立新美術館

イ. 対象

本学学生・教職員

ウ. 特典

- ①「所蔵作品展無料観覧」

学生証または職員証を提示することで、上記の各館の所蔵作品展（国立新美術館は除く）を無料で何度でも観覧できます。

- ②「特別展割引観覧」

学生証または職員証を提示することで特別展については各展覧会の団体観覧料金（学生または一般）で観覧できます。

それぞれの料金については、各展覧会のホームページで確認してください。

（2）「東京国立博物館キャンパスメンバーズ」 「国立科学博物館大学パートナーシップ」

大学と博物館の連携を深め、学生により博物館に親しむ機会を提供することを目的とした独立行政法人国立博物館および独立行政法人国立科学博物館による制度です。

ア. 利用できる博物館および対象

- ①東京国立博物館（本学学生・教員）
- ②国立科学博物館（本学学生のみ）

イ. 特典

- ①「常設展（東京国立博物館は総合文化展）無料観覧」

学生証または教員証を提示することで、上記の各館の常設展を無料で何度でも観覧できます。展示作品は定期的に展示替えをするため、いつでも新たな作品を観覧できます。

- ②イベント（博物館主催コンサート等）・施設使用料金の割引（東京国立博物館のみ）
- ③特別展の料金割引（国立科学博物館のみ）

5. 年間行事

(1) 東京藝術大学祭「藝祭」

毎年秋季に美術学部学生と音楽学部学生が共同主催で、東京藝術大学祭「藝祭」を催しています。この行事には、全学生の意志が結集され、それぞれのテーマのもとに、平素の研究及び課外活動の成果を、各展示会・演奏会等を通して一般に発表し、学生相互間は勿論、教職員との融和を深め、一般との接触により盛況を呈しています。なお、藝祭実行委員会では、この藝祭のよりよき発展のために学生全員の積極的な参加をよびかけています。また、大学は、この行事の健全な発展と内容の充実を期待し、資金及び物質面で積極的に支援しています。

開催日：平成29年9月8日（金）～10日（日）

(2) 五芸術大学体育・文化交歓会「五芸祭」

京都市立芸術大学、金沢美術工芸大学、愛知県立芸術大学、沖縄県立芸術大学及び本学のそれぞれの学生相互間の親睦交流を図る目的で年1回5月下旬に沖縄県立芸術大学を除く4大学の輪番制で開催され、競技及び文化交流会を中心に、若さあふれた盛大な交歓風景をくりひろげています。

開催日：平成29年5月25日（木）～28日（日）東京大会

(3) 東京地区国公立大学連合体育大会（課外活動）

東京地区国公立大学の、学生の体力の向上と、学生相互間の親睦を図るため、年1回東京地区の国公立大学がそれぞれ輪番制で開催しています。本学の学生も毎年数種目に参加し、健闘しています。

6. 課外活動

(1) 健全なる課外活動

課外活動は、正規の学科課程によって専門的学術を履修すること以外に、諸君が自発的に行う知的・体育的・社会的な活動です。この活動は諸君が広い知的視野を開発し、豊かな情操と健全な心身を育成し、大学内は勿論、将来社会の一員としての人間を成形するために、不可欠のものです。したがって諸君は各自の個性と条件に適応したサークルに参加し、健全で心身ともに充実した日々を送ることができれば諸君の学生生活を一層意義深いものにするでしょう。

(2) 学生自治組織

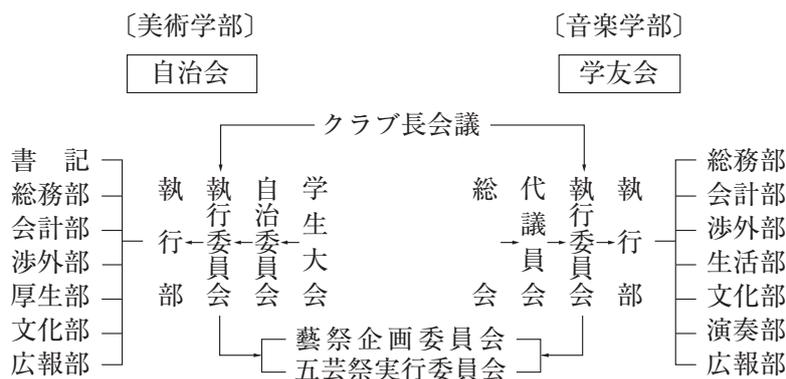
◎美術学部学生自治会（現在、活動休止中）

美術学部学生自治会は、美術学部学生の自治組織であり、芸術文化の発展のために努力し、学園の自治を守り、会員相互の親睦を図り学生生活の向上を目的としています。

◎音楽学部学友会（現在、活動休止中）

音楽学部学友会は、音楽学部学生の自治組織であり、芸術文化昂揚に努力し、それに資する人格を研鑽するとともに、大学の自治と学問研究の自由を守り会員相互の親睦交流に努め、もって自由健全な学生生活の向上を目指して活動しています。

○ 自治組織機構図



○ 特別委員会・クラブ長会議

- ・ 藝祭企画委員会……芸術祭に関する企画・運営全般に亘る業務を掌る。
- ・ 五芸祭実行委員会……五芸祭に関する企画・運営全般に亘る業務を掌る。
- ・ クラブ長会議……クラブサークルの中心機関としての事務を掌る。

○ 自治会執行部の詳細

- ・ 書記・総務部……学生大会・学生投票の運営・本会の記録・他機関との連絡等総括的事務を掌る。
- ・ 会計部……予算・決算等本会の経理事務を掌る。
- ・ 渉外部……全学連・都学連や六美連・その他学外に対する活動事務を掌る。
- ・ 厚生部……会員の創作研究施設・生活施設に関する事務を掌る。
- ・ 文化部……本会の創作研究内容の発表・文化・スポーツ活動の中心機関としての事務を掌る。
- ・ 広報部……自治会ニュースの発行・本会の調査統計・宣伝等を掌る。

○ 学友会執行部の詳細

- ・ 総務部……学生大会の運営・選挙管理・本会の記録・全学連との連絡事務
- ・ 渉外部……他大学，他機関との連絡事務
- ・ 会計部……本会の経理事務
- ・ 演奏部……学生の学園内外における演奏活動に関する事務
- ・ 文化部……芸術文化高揚に関する諸活動
- ・ 生活部……全学生の保護・体育・衛生および厚生施設改善・学園生活全般に関する事務
- ・ 広報部……本会の活動の啓蒙・宣伝・機関紙発行
- ・ 都音連……都の音楽大学生の親睦・交流を深めるための諸活動

(3) 課外活動のための掲示等について

課外活動のための学内掲示（立看板設置・ポスター貼出し等）の行為については、学生生活通則に規定しています。この規定を無視した掲示行為（無届の立看板や常識を越えた巨大な立看板を立てたり、許可されていない建物の内外に貼る等の行為）は、本学の秩序と美観を損ねるので、大学は規則に違反した掲示物はすべて違法の掲示として取りはずします。必ず事前に届出の手続きをし、許可されている場所に掲示してください。

◎掲示行為についての注意事項

1. 事前の届出をしてください。
必ず事前に学生課又は学部教務係に届出て検印を受けてください。
2. 立看板の大きさは具体的に寸法を規定していませんが、良識を逸脱した巨大なものは、危険であるから避けてください。
3. ポスターの貼出し場所は学内の一般掲示板・課外活動専用掲示板及び特に許可された場所に限ります。(ポスターの大きさは、全紙大までを限度とします)
4. ポスター、立看板には必ず掲示責任者(個人の場合は個人名・団体の場合は団体名)を明記してください。

◎学生が行うビラ(チラシ)等を配布する行為について

学内でビラ(チラシ)等を配布する場合も学生生活通則で規定してあるとおり、必ず前もって副学長(教育担当)に届出することになっているので、この手続きを怠って勝手に配布する等の行為をしないよう注意してください。

(4) 学内各サークルの紹介

本学には公認のサークル（学生課に届出て承認を受け活動している団体）が19団体、同好会が10団体あります。

各団体は、毎年4月に「サークル等団体結成・更新届」を学生課課外支援係に提出してください。新たにサークルを結成する場合も含め、詳細は問い合わせてください。

◎文化系サークル（9団体）

団体名	練習日時	場所	①目的 ②活動内容
東京藝術大学 裏千家茶道部	毎週水曜日 17:00～20:00	大学会館2階 和室	①茶道を通じて「おもてなし」の精神や日本文化への造詣を深める。 ②年5回程あるお茶会にむけ、月2回先生に来て頂きお手前の練習や自主練習に励み作法を学びます。
東京藝大 ジャワガムランクラブ	毎週火・金曜日 18:00～21:00	音楽学部 2-2-1号室	①ジャワガムランの演奏を通じ、ジャワ島の文化を学ぶ。 ②藝祭と楽理科研究発表会での演奏。年1回他大学のガムラン部と合同でお茶会を開催。
軽音楽研究部	平日9:00～20:00 不定期	大学会館 地下1階 音楽練習室	①軽音楽演奏技術の向上と自己表現力を身につける。 ②不定期にジャムセッションを行う。 藝祭および学内外へのイベントへの参加。
バッハカンタータ クラブ	毎週金曜日 18:15～21:00	ホール館 4階	①J.S.BACHのカンタータを演奏する。 ②定期練習では、約1時間30分の方奏と1時間の合奏、年6回の演奏会と2回の合宿。
芸大 ミュージカル エクスプレス	平日18:00～21:00 各公演にむけて 練習日程を設定	ホール館4階 体育館地下	①学生の力だけでできる最高のクオリティを目指し、ミュージカルを上演する。 ②新入生歓迎ガラコンサート（3月～4月）、藝祭公演（9月）、定期公演（例年3月）
サンバパーティー	毎週月・金曜日 18:00～20:00	大学会館 地下部室	①演奏技術の習得、縦横のつながりを深めるため。 ②入学式、新入生歓迎会、神田明神祭、GTS関連イベント、スカイツリー関連イベント、五芸祭、藝祭、卒業式での演奏。
ケルト音楽研究部	毎週火・木曜日 18:00～20:00	ホール館 練習室	①ケルト圏の様々な音楽・ダンスに慣れ親しみ、実際の演奏・ダンスを通して研究を深めること。 ②五芸祭・藝祭・楽理科研究演奏会等への参加。
演劇部	毎週月・水曜日 18:00～20:00	第二体育室 部室	①学生が演劇作品の分析と創造を実践し、演劇に対する理解、関心をより一層深めることを目的とする。 ②既存の演劇作品の鑑賞、分析。演劇作品の上演およびそれに向けた準備。
バロックダンス部	毎週月曜日 18:00～20:00	ホール館	①舞踏譜の読み方の基礎を4月に行い、徐々に舞踏譜を読みながら実際に踊ってみる。発表会などの前には先生に来ていただき、直接指導していただく。 ②年2回ほど校内での発表会を行うことを目標とする。

◎体育系サークル（10団体）

団体名	練習日時	場所	①目的 ②活動内容
空手道部	水曜日18:00～20:00 不定期	体育館	①空手道の稽古を通して、心身の鍛錬を行う。 ②OB、OGによる稽古。他大学空手部との交流練習。
ラグビー部	毎週月・木曜日 18:00～20:00	総合工房棟前 グラウンド 取手校舎グラウンド	①チームスポーツを通じた、体力、精神面の向上。 ②五芸祭、他大学との交流試合。藝祭での出店。
剣道部（男・女）	毎週月・木曜日 18:00～19:30	体育館 （道場）	①剣道を通じた心身の鍛錬と幅広い人間関係の構成。 ②剣道の稽古、日本剣道形の練習。OB・OGとの合同練習。昇段審査に向けた稽古。
山岳部	主に年3回 （春、秋、冬に小屋の 整備と管理）	長野県大町市にある 黒沢ヒュッテ部室	①小屋（黒沢ヒュッテ）の維持活動。美しい風景を眺め、感性をより高めるため。 ②黒沢ヒュッテの維持、登山。冬（2、3月）に一般開放をする。
バスケットボール部 （男・女）	毎週水曜日 18:00～20:00	体育館	①練習および各試合への参戦。 ②五芸祭・美大リーグなどの試合に積極的に参加。
サッカー部	毎週木曜日 18:00～20:00	第一体育室	①サッカーを通じての身体能力の向上、他学科、他学年との交流をもつ。 ②五芸祭、美大リーグへの参加。藝祭で模擬店出店。
バレーボール部（男・女）	毎週火・金曜日 18:00～20:00	第一体育室	①バレーを通じて縦と横のつながりを深めると共にチームワークを築き個々の精神力を高める。 ②五芸祭、美大リーグへの参加。OB戦、合宿を行う。
硬式テニス部	毎週火・木曜日 13:30～18:00 土曜日12:00～	テニスコート	①練習、試合を通し、身体・精神の修養と部員間交流を図る。 ②五芸祭、美大リーグに参加。藝祭に模擬店を出店。OG、OBとの交流。
準硬式野球部	不定期	上野公園内 野球場	①強く、楽しく、泥臭くor美しく。 ②五芸祭、国公立戦への参加。不定期での練習とミーティング。
バドミントン部（男・女）	毎週月・金曜日 18:00～20:00	第一体育室	①バドミントンを通して他科との交流をはかる。 ②五芸祭、五芸合同合宿。バドミントンを通して他科との交流をはかる。

◎同好会（10団体）

- | | | | | |
|------------|-----------|---------------|---------------|---------|
| ○ラート同好会 | ○雅楽同好会 | ○コンテンポラリーダンス部 | ○虫研究部 | ○美術部同好会 |
| ○MANT VIVO | ○アジア音楽同好会 | ○西洋中世古楽会 | ○コンピューター音楽研究会 | ○藝大和装会 |

(5) 東京藝術大学学生課外活動中の非常事態等緊急連絡網組織要領

〈概要〉

学生の課外活動中における非常事態等に、迅速に対応するため定めた。

東京藝術大学学生課外活動中の非常事態等緊急連絡網組織要領

(平成16年4月1日 改 正)

(趣旨)

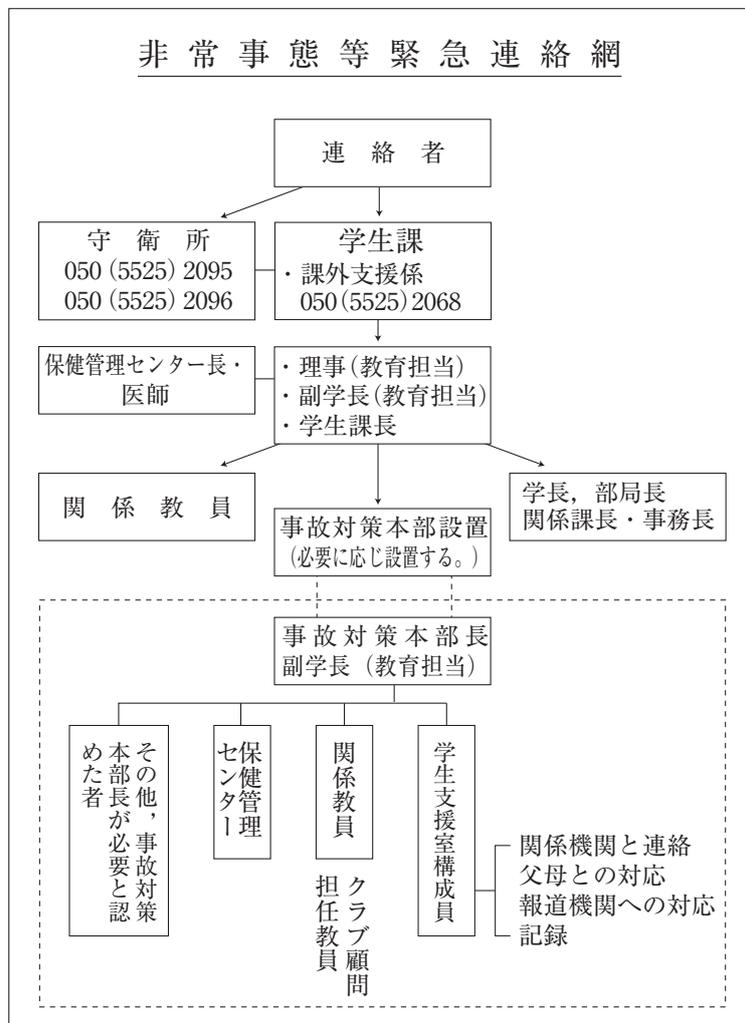
1. 東京藝術大学学生の課外活動中における非常事態等緊急連絡要件（以下「緊急連絡要件」という。）が生じた場合の取り扱いは、この要領による。

(組織)

2. 緊急連絡要件が生じた場合の連絡は、別表の連絡網に基づくものとする。
3. 学生課当該係は、緊急連絡要件が生じた場合、逐次記録にとどめるものとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から適用する。



国際交流

1. 学生の海外留学

最近、わが国の生活水準の高まりと交通・情報手段の発達に伴い、海外留学を目指す人が増えています。多くの人々が海外留学により、人的交流を深め、異文化における相互理解を高めるということは、日本人が国際社会で活躍していく上で重要なことです。

海外留学は学修を深めるための一つの手段です。ちょっと思い立ったからとか、海外への漠然としたあこがれから、というような安易な動機ならば、短期間の海外旅行で充分です。この海外留学を実現するには、留学目的、語学力、費用など入念な準備が必要不可欠となり、入学後の早い時期から目標をもち準備しておくことが大切です。

英語圏の大学では、TOEFL (Testing of English as a Foreign Language 英語圏の大学、大学院への入学を希望する外国人のための英語の学力共通テスト) スコアが重要視されます。(スコアは550点以上が望ましい) また、これ以外の大学についてもそれなりの語学力が必要です。早くから留学先を決め外国語の勉強をはじめておいてください。

※留学の手引き

詳細は、本学ホームページ(http://www.geidai.ac.jp/life/abroad/study_abroad)「学生生活>留学生・藝大からの留学>藝大からの留学>留学の手引き」に掲載

2. 海外留学のための奨学金

留学生交流支援制度に基づく派遣留学生に奨学金が支給されますが、対象は限られ少数です。私費で留学する場合には、資金計画を立てておくことが大切です。

生活費は、日本と同程度の金額で、航空運賃とその他雑費の支出を予定すればよいでしょう。

(1) 日本政府の奨学金によるもの

海外留学支援制度 (協定派遣)

この制度の趣旨は、わが国の大学が、外国の大学と学生交流に関する、協定等を締結し、これに基づき外国の大学へ学生を派遣する場合に、当該大学から派遣される学生に対して国が奨学金を支給し、もって諸外国の大学との留学生交流の一層の拡充を図り、相互の教育・研究水準の向上を費するとともに、各国間の相互理解と友好親善を増進することを目的とするものです。

◇対象者

大学の学部又は大学院に在学しているもので次の要件を満たす者

ア 本学の短期留学生派遣計画に基づき、派遣先大学に留学を希望し、派遣先大学が留学を許可するもの

イ 学業成績が優秀で、人格等に優れている者

ウ 派遣先大学での専攻は問わないが、留学の目的及び計画が明確で、海外の留学により、効果が期待できる者

エ 海外での留学期間終了後、再び本学に戻り、学業を継続する者

オ 派遣先大学所在国への入国に当たり、「留学」に必要な査証の取得が確実な者

◇派遣期間

8日以上1年以内

◇奨学金支給期間

12か月以内

(2) 外国政府又は政府機関等の奨学金によるもの

現在、フランス、ドイツ、イタリア、スイス、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、フィンランド、オーストリア、ベルギー、アイルランド、イスラエル、インド、インドネシア、中国、韓国、メキシコ等の諸国が奨学金を支給して、わが国から留学生を招致しています。ただし、毎年募集しない国もあります。

これら留学生の受験資格は、ごく少数を除き、大学卒業又は卒業見込みとなっています。

なお、どの国でも外国語（その国への留学に必要な言語）の試験を行うことになっていますので、あらかじめ十分な語学力をつけておく必要があります。

以上の奨学金制度及び留学については、指導教員等の推薦に基づき学長が推薦するものが多いので、希望者は、あらかじめ指導教員と十分相談する必要があります。

詳細については、各国の留学情報提供機関（大使館等）のサイトまたは、日本学生支援機構（JASSO）の海外留学支援サイト（http://ryugaku.jasso.go.jp/scholarship/scholarship_foreign/）をご覧ください。

(3) 日本学生支援機構によるもの

官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム～

この制度は、2020年までに我が国の学生の海外留学を倍増するという政府の目標の下、官民が協力して海外留学を支援するために創設された、独立行政法人日本学生支援機構が募集する海外留学支援制度です。

同プログラムでは、アカデミックな留学だけでなく、インターンシップやボランティア、フィールドワークなど、多様な活動を支援しています。奨学金は給付形式で、留学地域に応じた奨学金と留学準備金、授業料相当額が支給されます。また、留学経験の質を高めるため留学研修や、留学後の継続的な学習や交流の場としての留学生のネットワークの提供が行われます。

応募要件等は募集時期によって異なりますので、詳細についてはトビタテ！留学JAPAN日本代表プログラムウェブサイト（<http://www.tobitate.mext.go.jp/>）をご覧ください。

3. 日本学生支援機構 留学情報

日本学生支援機構は、日本と諸外国との高等教育分野の留学交流を促進するため、各種の情報提供サービスを行っています。

ウェブサイトにおいては海外留学・日本留学に関する情報提供や出版・イベント等の案内を行っています。

留学情報ウェブサイト <http://ryugaku.jasso.go.jp/>

4. 大学間交流協定締結一覧

平成29年1月現在

対象学部	相手方大学等名	国名	締結年月日
美術学部	シラパコン大学	タイ	平成25年8月2日
	ラサール芸術大学	シンガポール	平成19年9月28日
	ソウル大学校美術大学	韓国	平成1年12月7日
	大邱大学校	韓国	平成18年3月7日
	韓国傳統文化大學校	韓国	平成21年6月23日
	ベトナム美術大学	ベトナム	平成27年3月20日
	中央美術学院	中国	平成1年4月1日
	清華大学美術学院	中国	平成12年11月7日
	中国美術学院	中国	平成17年7月28日
	敦煌研究院	中国	平成26年2月20日
	広州美術学院	中国	平成26年9月22日
	国立台南芸術大学	台湾	平成17年6月16日
	国立台湾芸術大学	台湾	平成21年6月8日
	国立台北芸術大学	台湾	平成21年7月27日
	国立台湾師範大学	台湾	平成27年4月24日
	アナドール大学	トルコ	平成14年12月20日
	ミマール・シナン美術大学	トルコ	平成17年10月10日
	ベツアルエル美術デザインアカデミー	イスラエル	平成26年1月21日
	RMIT大学（旧王立メルボルン工科大学） 美術、デザイン&コミュニケーション学部	オーストラリア	平成13年1月31日
	シドニー大学	オーストラリア	平成17年5月3日
	グリフィス大学	オーストラリア	平成19年9月28日
	シカゴ美術館附属美術大学	アメリカ	平成16年9月17日
	アアルト大学美術デザイン建築学科	フィンランド	平成23年1月11日
	UCA芸術大学	イギリス	平成14年5月13日
	ロンドン芸術大学	イギリス	平成18年12月1日
	ロイヤルアカデミースクールズ	イギリス	平成22年4月1日
	グラスゴー美術大学	イギリス	平成25年5月24日
	ワイマール・パウハウス大学	ドイツ	平成15年12月18日
	ハレ・ブルグ・ギービヒェンシュタイン芸術大学	ドイツ	平成17年1月10日
	シュトゥットガルト美術大学	ドイツ	平成17年1月12日
	パリ国立高等美術学校	フランス	平成19年4月5日
	ナント芸術大学	フランス	平成22年6月17日
	エコール・ブール国立工芸学校工芸科	フランス	平成24年10月9日
	カタルーニャ工科大学 バルセロナ建築学部	スペイン	平成22年7月9日
	ミラノ工科大学	イタリア	平成20年10月24日
	トリノ工科大学	イタリア	平成21年7月9日
	ウィーン工科大学 建築・地域計画学部	オーストリア	平成18年11月3日
	ウィーン応用芸術大学	オーストリア	平成21年2月20日
	ウィーン美術アカデミー美術学部、建築学部	オーストリア	平成24年7月19日
	プロツワフ美術大学	ポーランド	平成19年8月31日
リヒテンシュタイン国立大学	リヒテンシュタイン	平成16年6月30日	
スミソニアン研究所フリーア美術館、サックラー美術館	アメリカ	平成14年7月30日	
チューリッヒ芸術大学	スイス	平成28年5月18日	
音楽学部	ソウル大学校音楽大学	韓国	平成13年4月24日
	中央音楽学院	中国	平成5年4月1日
	上海音楽学院	中国	平成16年12月16日
	陝西師範大学音楽学院	中国	平成23年12月29日
	シベリウス音楽院	フィンランド	平成4年12月10日
	英国王立音楽院	イギリス	平成10年5月18日
	王立北部音楽院	イギリス	平成13年10月12日
	ミュンヘン音楽演劇大学	ドイツ	平成1年7月31日
	シュトゥットガルト音楽演劇大学	ドイツ	平成1年7月31日
	パリ国立高等音楽舞踊院	フランス	平成9年11月10日
	ウィーン音楽演劇大学	オーストリア	平成8年5月27日
	ジュネーヴ音楽大学	スイス	平成26年6月1日
	リスト音楽院	ハンガリー	平成27年7月24日
	ウズベキスタン国立音楽院	ウズベキスタン	平成16年5月5日
美音楽	韓国芸術綜合学校	韓国	平成17年12月6日
	新疆芸術学院	中国	平成17年11月24日
	ベルリン芸術大学	ドイツ	平成27年10月9日
	オランダ芸術科学保存協会	オランダ	平成28年2月1日
映像	韓国映画アカデミー	韓国	平成19年8月3日
	檀国大学映像コンテンツ専門大学院	韓国	平成27年12月22日
	国立高等装飾芸術学校	フランス	平成27年9月1日
	フランス国立映画学校	フランス	平成28年6月1日

健康・相談

1. 学生相談室 http://www.geidai.ac.jp/life/consultation/counselling_room

学生相談室では、学生の皆さんが学生生活等において抱えている問題や悩みについて（修学，進路，対人関係，ハラスメント，健康など），どんな小さなことでも相談できます。相談内容については秘密厳守を原則とします。成績・就職に不利になることはありません。プライバシー厳守については十分に配慮します。個人的な問題や悩みは，自分ひとりでは解決できないこともあります。そんな時には，遠慮なく「学生相談」を利用してください。

なお，2015 年度より，専門の相談員（臨床心理士）と一緒に考え，問題解決の糸口を探る場として，週二回【学生相談室】を開室しています。利用方法とシステムは次のとおりです。

○相談方法

相談日時は，他の人と重なり合うのを避けるため，原則として予約制としています。

電話またはホームページ上で事前に申し込んでください。

学生相談室の開室日以外は，学生課で予約を受け付けています。

TEL：050-5525-2064（学生課）

*予約では，所属学科・学年・名前・希望する相談日時，相談の概要を伺い，適切な相談窓口が他にある場合には，そちらを紹介します。

○開室日時

毎週火曜日，金曜日 11:30-15:30

一回あたりの相談時間は原則として 50 分です。

（注）ハラスメントとしての対応を講ずべきことが明らかになった場合（相談者が希望した場合）には，別組織「ハラスメント防止対策委員会」に相談内容を引き継ぎます。

○場所

上野校地事務局 1 階（学生課がある建物）

○相談員

学生相談専門員（臨床心理士）

※緊急を要する相談の場合は，指定された日時以外でもご連絡ください。学生課で相談に応じます。

※直接それぞれの学生相談員（本学の先生方）に相談することも可能です。

<学生相談室の組織>

学生相談室は，副学長（教育担当）を室長に，学生相談員，保健管理センター教員，グローバルサポートセンター長，その他副学長（教育担当）が必要と認めた者を構成員とし，全学的な体制で組織されています。

学生相談員の名簿は，ホームページに掲載しています。

2. 特別修学支援室 http://www.geidai.ac.jp/life/consultation/special_needs

身体障害、精神障害、発達障害及びその他の心身の機能の障害のある学生に対する支援の充実を図ることを目的に特別修学支援室を設置しています。

特別修学支援室では、支援を必要とする学生について、保健管理センター、学生の指導教員、各学部・研究科教務係等、学内の関連機関と連携しながら、学生の支援策を決定します。

何か困っていること、悩んでいることがあれば、一人で悩まず特別修学支援室に相談してください。もちろん、学生以外の方（教員、職員）からのご相談も受け付けます。

3. STOP! ハラスメント

東京藝術大学はあらゆるハラスメントを防止し快適な教育研究及び労働環境の確保を目指していきます！



ハラスメントとは？

相手側が不快に思う、あるいは不利益を受けたと感じる行為は、行為者の意図にかかわらず、ハラスメントとみなされます。ハラスメントには、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント及びその他のハラスメント（アルコール・ハラスメントなど）があります。

■セクシュアル・ハラスメントとは？

性的な言動によって相手方に不快感や不利益を与え、就労・就学や、教育・研究・課外活動の環境を悪化させることを指します。

どんなことがセクシュアル・ハラスメントになるの？

性的な発言

- スリーサイズを聞くなど身体的特徴を話題にすること
- 性的な噂を立てたり、性的なからかいの対象とすること
- 性的な経験や性生活について質問すること
- 卑猥な冗談を交わすことによって周囲に不快感を与えること
- 「男のくせに・・・、女のくせに・・・」「女には大事なことは任せられない」などと言ったり、「男の子、女の子」「僕、坊や、お嬢さん」「おじさん」「おばさん」など、性的差別に基づく表現や呼び方をすること

性的な行動

- 性的な関係を強要すること
- 身体に不必要に接触すること
- 身体を執拗に眺め回すこと
- 卑猥な写真や記事をわざと見せたり、性的な内容の手紙・FAX・Eメールを送ること
- カラオケでのデュエットを強要すること
- 女性であるというだけでお茶くみ、掃除、私用等を強要すること
- トイレ・更衣室・シャワー等をのぞき見すること

■パワー・ハラスメントとは？

職務上の権限や、上位の立場、優越的な地位などを背景に、部下や同僚の職務上の権利を侵害したり、人格的尊厳を傷つけたりする不適切で不当な言動、指導、命令または待遇を指します。

どんなことがパワー・ハラスメントになるの？

- 職務上の権限や地位などを背景に身体的な暴力をふるうこと
- 実施困難な分量または内容の作業、もしくは不当に程度の低い作業を命じること
- ちょっとしたミスでも容赦ない叱責や冷遇をすること
- 必要な指導をしないこと、コミュニケーションを拒否すること、私的なことに過度に立ち入った質問をすること

■アカデミック・ハラスメントとは？（大学で起こりやすいハラスメント）

教育研究の場面において発生する問題で、指導を受ける者の就学・研究や職務上の権利を侵害する、あるいは人格的尊厳を傷つける不適切かつ不当な言動、指導、命令または待遇を指します。

どんなことがアカデミック・ハラスメントになるの？

- 指導の場でセクシュアル・ハラスメントを行うこと
- 不公平・不公正な成績評価をすること
- 論文著者名などを不当に変更すること
- 授業を受けさせないこと、または研究指導をしないこと
- 仲間はずれ、体罰、いじめなどをすること
- 不当な理由により演奏や創作、研究などへの参加を禁止または妨害すること
- プライバシーに属する事柄を理由に不利益を与えること

■アルコール・ハラスメントとは？

どんなことがアルコール・ハラスメントになるの？

- 酒を無理強いしたり、無理に宴席に誘うこと
- イッキ飲みを強要すること
- 飲めない人への配慮を欠くこと
- 酔った上での迷惑行為

その他基本的人権を侵害するすべての言動はハラスメントとみなされます。

これらのことによって、学生と教職員で構成される東京藝術大学の教育と研究環境が悪化することになります。

■ハラスメントを行わないようにするには？

- 相手の立場や性別にかかわらず、お互いの人格を尊重しあうこと
- 相手が拒否したり嫌がっていることが分かった場合は、同じ言動を繰り返さないこと

ハラスメントの被害にあったら？

被害を受けたと思われる方は、一人で悩まないで、相談員に遠慮なくご相談ください。申し出により、相談員または学内のしかるべき機関で調査し、対策を考えます。

相談員は、学長が委嘱した者が担当しています。上野キャンパス・取手キャンパス・横浜キャンパス・千住キャンパスに配置されており、どの相談員にも相談できます。

●相談の方法は

面談によって行うことが原則ですが、電話、電子メール、手紙によっても行うことができます。所属等にかかわらず、いずれの相談員にも相談できます。

●面談は

相談員が、相談者の希望により、日時及び場所を設定して行います。

面談は、2人の相談員（少なくとも1人は相談者と同性の相談員）により対応することを原則としますが、相談者が希望する場合は、1人の相談員により対応することもできます。

※相談員は藝大HP(学内専用)に掲載されています。トップページ右上より「ハラスメント」でサイト内検索してください。

●プライバシーは

相談者のプライバシーは厳守されますので、安心してご相談ください。

相談窓口

東京藝術大学総務課	TEL (050) 5525-2011
東京藝術大学学生課	TEL (050) 5525-2064
Eメールアドレス	h-sodan@ml.geidai.ac.jp

4. 保健管理センター <http://www.geidai.ac.jp/hoken/>

保健管理センターでは、診療や健康相談、カウンセリング、応急処置などを行っており、本学の学生・教職員の皆さんが、こころやからだの健康を保持増進できるようにサポートしています。

当センターの場所は、上野校地（名称「保健管理センター」）が管理棟1階学生支援課奥に、取手校地（名称「保健管理センター取手分室」）が福利施設2階に、千住校地（名称「医務室」）が校舎1階にあります。横浜校地には現在ありません。

スタッフは、上野校地に精神科医師1名・内科医師1名・保健師2名が常駐し、取手校地に保健師1名が常駐しています。千住校地には、休養のためのベッドと救急箱を用意しています。

※最新情報については保健管理センターホームページ (<http://hoken-center.geidai.ac.jp>)、上野校地保健管理センター及び取手校地保健管理センター取手分室前の掲示板にてお知らせします。

○診療

診療は、上野校地で行われています。一般診療（主に内科）、精神科、カウンセリングがあります。どの校地の学生も利用することが可能です。

（取手分室へは、上野から医師が適時往訪しています。）

- ・一般診療（主に内科）：診療は内科が中心ですが、ひろく健康相談に応じています。ケガやねんざなど外科的なものには応急処置をします。必要に応じて処方や近くの病院の案内、紹介状の作成もします。その他、インフルエンザワクチン予防接種、健康診断証明書の発行なども行っていますのでお気軽にご利用ください。
- ・精神科（予約制）：不眠、憂鬱な気分、対人関係や学生生活を営む上での悩みなど、気軽に相談してください。精神科医による診療が受けられます。必要な場合には、薬物療法も行っています。
- ・カウンセリング（予約制）：専門家による心理療法、心理テスト、適性についての相談などを行っています。かかえきれない悩み事や不安があるときなどに相談してください。最初に医師が簡単なアセスメントをして、カウンセラーに紹介します。

○診療担当表

- ・上野校地 保健管理センター（受付時間 9:15～17:00） TEL: 050-5525-2456

診療科	担当	月	火	水	木	金
一般診療 （予約優先）	保健管理センターホームページ (http://hoken-center.geidai.ac.jp)、 または当センター前の掲示板をご覧ください					
精神科 （予約制）						
カウンセリング （予約制）						

- ・取手校地 保健管理センター取手分室（受付時間 10:30～17:00） TEL: 050-5525-2547

	担当	月	火	水	木	金
一般診療 （予約制）	保健管理センターホームページ (http://hoken-center.geidai.ac.jp)、 または当分室前の掲示板をご覧ください					
精神科（予約制）						

○保健相談

健康的な食事や運動のしかたなど、保健師に相談できます。
各保健センター窓口にお尋ね下さい。

○救急箱

救急箱を備えましょう。体調がすぐれないときやケガをしたとき、親元を離れて生活しているなら特に頼りになるのが常備薬です。症状やケガが軽ければ、救急箱の常備薬を飲んだり、応急処置をしたりして様子を見ることが出来ます。

<用意しておきたい薬と用品>

内服薬：カゼ薬・鎮痛剤（頭痛・生理痛）・胃腸薬

外用薬：消毒薬・湿布・かゆみ止め軟膏

用品：体温計・絆創膏・マスク・爪切り・はさみ・棘ぬき・ピンセット・ガーゼ・テープ・包帯・綿棒

※ がついているものから用意していくとよいでしょう。

※薬は使用上の注意をよく読んで正しく使しましょう。また、年に1回は点検し古くなったものは入れ換えましょう。

○医療機関の受診

ためらわずに受診しましょう。症状がつらいときやひどいとき、常備薬で症状がよくなるないときや心配なときなどは、早めに保健管理センターや医療機関などを受診しましょう。

保健管理センターでは、専門的治療が必要な症状に対し、近くの医療機関をご案内したり、紹介状を出したりしています。

○保険証

医療機関を受診するときは保険証を持って行きましょう。

- ・親元を離れる学生：個人で持つカード式の保険証でない場合、遠隔地被保険者証を用意しましょう。申請先は加入している健康保険組合です。
- ・留学生：1年以上滞在する場合は国民健康保険証を用意しましょう。加入手続き先は、各自治体（市町村）です。

※いざ受診というときのために、電話番号リストを用意するとよいでしょう。自宅周辺の医療機関、休日・夜間救急病院、タクシー会社など。

○大学周辺の医療機関

A 上野校地 ※医療機関案内（年中無休）：東京都保健医療情報センター 03 (5272) 0303

[救急診療]			
診療科	医療機関名	住 所	連絡先
総合病院	東京大学医学部附属病院	文京区本郷7-3-1	03 (3815) 5411
	日本医科大学付属病院	文京区千駄木1-1-5	03 (3822) 2131
	永寿総合病院	台東区東上野2-23-16	03 (3833) 8381

緊急以外の受診については以下のキャンパス周辺の診療所リストを参考にしてください。ただし、これは通院の利便性に基づいたものです。また、変更になる場合もありますので、診察時間等をご確認の上受診してください。専門性を要するもの、セカンド・オピニオンを希望される方は、まず保健管理センターに相談してください。医師が対応します。

[一般診療]			
診療科	医療機関名	住 所	連絡先
内科・整形外科皮膚科	藤本クリニック	台東区上野桜木1-10-22	03 (5685) 2151
内 科	根津クリニック	文京区根津2-14-9 ダイナシティ文京根津1F	03 (5815) 8687
内 科	桜木内科クリニック	台東区上野桜木1-10-11 パークサイド関B1F	03 (3823) 8401
内科・皮膚科・外科	根津診療所	文京区根津1-27-3	03 (3823) 0096
内科・外科	山田胃腸科外科医院	文京区根津1-16-10	03 (3821) 3381
整形外科	千駄木整形外科	文京区千駄木2-43-1	03 (3822) 9180
耳鼻咽喉科	金沢耳鼻咽喉科クリニック	文京区根津1-4-4 河内ビル2F	03 (3823) 8733
眼 科	吉野眼科クリニック	台東区上野1-20-10 風月堂本社ビル6F	03 (3839) 5092
皮膚科	しげの皮膚科	台東区根岸3-8-6 大原ビル3F	03 (3876) 3041
婦人科	下司婦人科クリニック	文京区根津2-14-11 Tツイズビル4F	03 (5832) 4122
歯科	マツザカヤデンタルクリニック	台東区上野3-29-5 松坂屋上野店8F	03 (3832) 0770
歯科	河津歯科医院	台東区谷中7-18-17	03 (3824) 5074
メンタル	高田馬場診療所	新宿区高田馬場1-17-18 新澤ビル2F	03 (3200) 9662
メンタル	本郷東大前こころのクリニック	文京区本郷2-40-11 かねやすビル3F	03 (6801) 8115
メンタル	王子こころのクリニック	北区王子1-5-3 ARビル5F	03 (5902) 7888
メンタル婦人科	女性とこころのクリニック	荒川区町屋1-1-9メディカルセンターメディアム町屋4F	03 (5855) 1233

B 取手校地 ※医療機関案内（年中無休）：茨城県救急医療情報コントロールセンター 029 (241) 4199

[救急診療]			
診療科	医療機関名	住 所	連絡先
総合病院	JAとりで総合医療センター	取手市本郷2-1-1	0297 (74) 5551
	取手北相馬保健医療センター医師会病院	取手市野々井1926	0297 (78) 6111

緊急以外の受診については以下のキャンパス周辺の診療所のリストを参考にしてください。ただし、これは通院の利便性に基づいたものです。また、変更になる場合もありますので、診察時間等をご確認の上受診してください。専門性を要するもの、セカンド・オピニオンを希望される方は、まず上野校地の保健管理センターに相談してください。医師が対応します。電話050-5525-2456

[一般診療]			
診療科	医療機関名	住 所	連絡先
内科・外科・皮膚科	東取手病院	取手市井野246	0297 (74) 3333
内科・外科・皮膚科	うえだクリニック	取手市小文間5657-1	0297 (72) 9111
整形外科・皮膚科	取手整形外科医院	取手市新町1-7-13	0297 (72) 0744
整形外科	海老原整形外科	取手市台宿1-3-10	0297 (70) 1500
皮膚科・耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科 櫻井医院	取手市東4-3-41	0297 (72) 0236
眼科	松本眼科	取手市中央町2-25 取手iセンタービル2F	0297 (74) 5224
歯科	ボックスヒル歯科	取手市中央町2-5 JR取手駅ビル ボックスヒル5F	0297 (70) 5066
歯科	スマイルC K 歯科クリニック	取手市東3-1-27	0297 (72) 7191
婦人科	あびこクリニック	我孫子市我孫子4-3-25	04 (7184) 0321
婦人科	かんの産婦人科クリニック	取手市藤代1076	0297 (83) 0321
メンタル	メンタルケアあびこ	我孫子市本町2-2-5 セザン本町ビル3F	04 (7100) 0011

C 千住校地 ※医療機関案内（年中無休）：東京都保健医療情報センター 03 (5272) 0303

[救急診療]			
診療科	医療機関名	住 所	連絡先
総合病院	愛里病院	足立区千住東1-20-12	03 (3888) 7721

緊急以外の受診については以下のキャンパス周辺の診療所のリストを参考にしてください。ただし、これは通院の利便性に基づいたものです。また、変更になる場合もありますので、診察時間等をご確認の上受診してください。専門性を要するもの、セカンド・オピニオンを希望される方は、まず上野校地の保健管理センターに相談してください。医師が対応します。電話050-5525-2456

[一般診療]			
診療科	医療機関名	住 所	連絡先
内 科	小沢内科・胃腸科	足立区千住1-31-3	03 (3881) 4645
内科・整形外科婦人科	井口病院	足立区千住2-19	03 (3881) 2221
耳鼻科	ミルデイス小児科耳鼻科	足立区千住3-98 千住ミルデイス2番館306	03 (3888) 8883
眼 科	江本眼科	足立区千住旭町42-2 ルミネ北千住店9F	03 (6806) 1002
皮膚科	千寿皮膚科医院	足立区千住2-1 コスモ北千住2F	03 (3882) 2266
歯 科	小沢歯科医院	足立区千住1-31-3	03 (3879) 2021

D 横浜校地 ※医療機関案内（年中無休）：横浜市救急医療センター 045 (222) 7119

[救急診療]			
診療科	医療機関名	住 所	連絡先
総合病院	横浜中央病院	中区山下町268	045 (641) 1921
	横浜市立みなと赤十字病院	中区新山下3-12-1	045 (628) 6100
	神奈川県警友会けいゆう病院	西区みなとみらい3-7-3	045 (221) 8181
(夜間のみ)	横浜市夜間急病センター	中区桜木町1-1	045 (212) 3535
(日・祝のみ)	中区休日急患診療所	中区本牧町2-353	045 (622) 6372
歯 科 (毎夜間・日・祝のみ)	横浜市歯科保健医療センター	中区相生町6-107	045 (201) 7737

緊急以外の受診については以下のキャンパス周辺の診療所のリストを参考にしてください。ただし、これは通院の利便性に基づいたものです。また、変更になる場合もありますので、診察時間等をご確認の上受診してください。専門性を要するもの、セカンド・オピニオンを希望される方は、まず上野校地の保健管理センターに相談してください。医師が対応します。電話050-5525-2456

[一般診療]			
診療科	医療機関名	住 所	連絡先
内 科	関内クリニック	中区本町4-43 セボン関内第2ビル3F	045 (201) 7676
内 科	馬車道内科クリニック	中区本町4-38 1F	045 (222) 1222
外科・内科整形外科	馬車道クリニック	中区常盤町5-66-2	045 (681) 1106
耳鼻科	よしずみ耳鼻科クリニック	中区本町3-24-3 エルドシック横濱2F	045 (663) 6187
眼 科	秋山眼科医院	中区尾上町3-28 横浜国際ビル4F	045 (641) 9361
皮膚科	花岡皮膚科クリニック	中区常盤町3-25 サンビル6F	045 (662) 3300
婦人科	馬車道レディースクリニック	中区相生町4-65-3	045 (228) 1680
歯科	山口歯科医院	中区本町3-24-2 ニュー本町ビル1F	045 (349) 2180
メンタル	横浜心療クリニック	神奈川区鶴屋町3-28-5 山本ビル2F	045 (311) 9565
メンタル	青山会 関内クリニック	中区蓬莱町1-1-3 belle 関内5F	045 (260) 6331

○定期健康診断

定期健康診断は、全ての学生を対象に学校保健安全法及び東京藝術大学学生生活通則で義務付けられています。必ず受診して健康状態を確認しましょう。詳細は、掲示、メールで案内している実施要領で確認してください。

【健診項目】

①身長測定、②体重測定、③視力測定、④血圧測定、⑤内科診察、⑥胸部X線検査、⑦健康調査（問診票）

※新入生（学部1年・修士1年・博士1年等）は、①～⑦全て受診すること。

※健康診断証明書が必要な者（教育実習・介護体験・進学・就職・奨学金関係等）は、①～⑦全て受診すること。

※その他学生は、①～⑤および⑦を受診すること。なお、⑥は希望制となっていますが、健康異常の早期発見のためにも受診することをお勧めします。

○健康診断証明書の発行

平成29年度定期健康診断の結果にもとづく健康診断証明書の発行は、平成29年5月22日(月)頃～平成30年3月30日(金)までです。指示された再診・精査を受けていないと発行できないことがあります。

①証明書自動発行機での発行

- ・利用には、IDとパスワード（教務システムCampusPlanと共通）が必要です。
- ・対象者：学部生・大学院生・別科生
- ・利用時間：窓口開室時間と同じ。
- ・設置場所：上野校地：学生課，美術学部教務係，音楽学部教務係
取手校地
千住校地
横浜校地

②保健管理センターでの発行

- ・発行までに数日～数週間かかります。
- ・対象者：研究生，科目等履修生，委託生，
自動発行されなかった者，指定された用紙（様式）がある場合，英文での発行
- ・受付：平日9時15分～16時45分
- ・申請者：「本人のみ」窓口での申請ができます（個人情報保護による）。

○平成29年度定期健康診断を未受診で健康診断証明書が必要な学生へ

各自で医療機関（内科）を受診し健康診断証明書を出してもらってください（全額自己負担。料金は受診する医療機関に問い合わせのこと）。

・当大学の定期健康診断は、①身長 ②体重 ③視力 ④血圧 ⑤内科診察 ⑥胸部X線検査の6項目です。

○平成29年度に教育実習，介護等体験をする学生へ

実習先への健康診断証明書の提出は、学生課学務係で行います（本人による発行や申請などは不要）。

- ・その他の証明書が必要な場合（麻しん抗体検査，腸内細菌検査など）：各自で医療機関（内科）を受診しましょう（全額自己負担。料金は受診する医療機関に問い合わせのこと）。検査結果証明書が出されるまで1週間以上かかります。
- ・麻しん・風疹抗体検査で陰性だった場合：麻しんワクチンの接種が必要ですが、抗体ができるのに接種後1ヶ月ほどかかります。計画を立てて受診しましょう。

災害・事故等対策

1. 気象警報発令に伴う授業の取扱いについて

http://www.geidai.ac.jp/life/courses/lecture_cancellation

気象警報発令に伴う授業の取扱いについて [平成 27 年 7 月 10 日開催 教育推進室承認]

本学の所在する地域に台風接近等により「暴風警報かつ大雨警報」,「暴風警報かつ洪水警報」又は「特別警報（種類は問わない）」(以下「気象警報」という。)のいずれかが発令された場合の授業については、次のとおり取扱うこととする。

1. 気象警報による休講措置

- (1) 午前 6 時以前に解除された場合 全日授業実施
- (2) 午前 10 時以前に解除された場合 午後授業実施
- (3) 午前 10 時を超過しても解除されない場合 全日授業休講
- (4) 授業開始後に気象警報が発令された場合は、次の時限以降の全ての授業を休講とする。

2. 対象となる気象警報の地域

- (1) 上野校地で行われる授業については、「東京都台東区」
- (2) 千住校地で行われる授業については、「東京都足立区」
- (3) 取手校地で行われる授業については、「茨城県取手市」
- (4) 横浜校地で行われる授業については、「神奈川県横浜市」

3. 上記以外に、特別な状況に応じて、学長の判断により授業を休講とすることがある。

4. 休講の周知方法

- (1) 本学公式 Web サイトへの掲載, 学内の登録メールアドレスに向けた一斉送信及び学内掲示等により周知を行う。
- (2) 授業中の学生に対しては、学内一斉放送等により周知を行う。

5. 古美術研究旅行等, 上記校地地域を離れて行われる授業における対応

- (1) 古美術研究旅行等, 上記校地地域を離れて行われる授業においては、当日の見学先や移動経路の気象状況を確認した上で、各校地に関する上記の規定を参考にして当該学科の引率教員及び現地施設の教職員が合議し、見学中止等の対応を決定する。
- (注) 気象警報解除の確認は、各自がテレビ・ラジオ・インターネット等の報道及び気象庁ホームページでの確認により行う。

附記 この取扱いは、平成 27 年 7 月 14 日から適用する。

2. 地震発生から避難まで

地震が発生したら、まずは自分の身を守ることが最も重要です。次に揺れが落ち着いたら以下の点に注意しつつ落ち着いて行動するよう心掛けてください。

また、外出時は帰宅可能かどうかを判断し、可能な場合は自宅へ、困難な場合は大学又は最寄りの指定避難場所へ避難してください。

※各キャンパスの震災対応マニュアル参照

http://www.geidai.ac.jp/life/student_only

1. 自分の身を守る

- | | |
|--------------------------|-------------------|
| ○窓（ガラス）や棚（転倒物）から離れる | ○机の下にもぐる（落下物を避ける） |
| ○バッグ等で頭を覆う | ○薬品から離れる |
| ○屋外では建物、ブロック塀や自動販売機から離れる | |

2. 冷静に周りの状況を把握する

- 火災等は発生していないか
- 負傷者はいないか
- 建物内は安全かどうか

3. 各キャンパスの震災対応マニュアルに従い行動する

- エレベーターは絶対に使わない
- 慌てて外に出ない
- 落ち着いて移動する
- 落下物に注意する
- 煙・埃を吸い込まないように口をハンカチなどで覆う

4. 避難時には次のことを確認する

- 火元の始末及び確認
- 取り残されている人の確認（声を掛け合う）

5. 避難場所へ避難する

- (1) 大学内に滞在する・・・教職員の指示に従い行動する
 - (2) 地域の指定避難場所へ避難する・・・係員の指示に従い行動する
- 連絡可能な状況になったら、大学又は指導教員へ安否連絡を行う

6. 帰宅判断

- 帰宅前に可能であれば家族に連絡する
- 大学や避難場所の係員の指示により帰宅する

Q. 自宅に歩いて帰ることができるか（徒歩で帰宅できる距離は10kmが目安）

はい → 自宅へ

いいえ → 大学や避難場所係員の指定した場所へ（正しい情報を入手する）

3. 安否確認について

大地震等の災害発生時に東京藝術大学は、在籍する学生の安否と被災状況を把握するために安否確認を行います。連絡可能な状況になったら、必ず大学又は指導教員へ安否連絡を行ってください。

大学にいるときに地震が発生し、避難場所に集結したとき

- 建物内に取り残されている人を知っている場合は、教職員に直ちに連絡する。

通学途上にいるとき

- 基本的には自宅に戻る。
- 大学が目前のときは大学へ。
- 連絡可能な状況になったら、大学又は指導教員へ安否連絡を行う。

自宅にいるとき

- 周囲が落ち着いてから、大学又は指導教員へ安否連絡を行う。

大学からの連絡、大学への連絡

- ①本学公式 Web サイト（<http://www.geidai.ac.jp/>）

大学からのお知らせは、すべて本学公式 Web サイトに掲載されます。

- ②メール配信

学生課又は教務担当から、藝大メール宛に安否確認を行いますので、必ず返信してください。

<藝大メール>

s + 学籍番号 @ 所属 .geidai.ac.jp

※所属には次の2文字のアルファベットが入ります：美術 fa 音楽 ms 映像 fm

- ③ twitter (@tokyo_geidai)

連絡先：学生課総務係

TEL：050-5525-2065

E-mail：gakusei-soumu@ml.geidai.ac.jp

○海外渡航届について

緊急時の安否確認のため、学生の渡航状況を把握することを目的として「海外渡航届」の提出をお願いします。

海外へ渡航する学生は、出発前に渡航情報をWebフォームに入力してください。

登録する海外渡航の種類

1. 休学による一般留学
2. 学校行事での渡航（2, 3日程度の学会発表等も入力）
3. 自主的な海外研修旅行（長期休業期間の語学研修等）
4. 私的な海外観光旅行

※短期間の海外渡航は、外務省「たびレジ」への登録もお忘れなく。<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

※留学、海外旅行及び一時帰国のために生じた欠席日数、単位取得の問題及び事故等に関しては自己の責任とします。

※国費留学生、学習奨励費受給者については、月の始めから月の終わりまで日本を離れている場合（在籍確認の無いとき）は、その月の奨学金は支給されません。

※海外渡航をする際は、渡航先の情勢等を事前に調査し、安全を確認してから渡航するよう心がけてください。

4. 火災時の留意事項

通 報……火災を発見したときはまず大声で周囲の人に知らせ、各階の廊下に設置されている赤ランプで標示されている火災報知器のガラスを破り、ボタンを押してください。

避 難……火災が発生した場合、通報又は自動感知器によって警報が鳴るが、まず煙のまん延状況を見て階段を使ってすばやく避難しエレベーターは絶対使用しないでください。

なお、構内放送があった場合はその指示によってください。

階段から避難ができない状況の場合は、3階以上には救助袋の設置場所を標示された部屋があるのでその救助袋を投下し、地上の人に救助を求め、救助袋の作動セット完了を確認して速やかに脱出してください。

なお、避難した際は、まだ避難出来ず残存している人数、場所等の様子を速やかに消防署員に通報してください。

火災や地震は思いがけぬ時に発生するものであり、ふだんの学校生活の中で実際に発生した場合のことを想定して、掲示物や標示物等を常に確認しておくように心がけ、避難訓練等に積極的に参加することが大切です。

5. 登山・水泳等の事故防止について

登山や水泳等に危険はつきものです。

年々この種の活動が盛んになるにつれて事故件数も増えているので、海や山へ行くときは、軽く考えず、周到な計画と十分な装備により万全の態勢を整えて慎重に行動してください。特に単独行動は絶対に避け、経験豊富なリーダーのもと統制のとれた集団行動をとり、遭難や溺死等のいたましい事故をひき起こさないように心がけてください。特に計画をたてて山行や合宿等をする場合は、出発5日前までに必ず行動計画書を学生課課外支援係へ提出してください。（用紙は学生課にあります。）

なお、登山の際は登山計画を事前に地元の警察へ必ず提出してください。また、危険が伴う山岳部・空手部・ラグビー部・サッカー部等の運動部員は必ずスポーツ安全保険等に加入してください。

スポーツ活動中の事故に対し保証する保険として、スポーツ安全協会傷害保険が、山行や合宿等の練習時には国内旅行傷害保険等があるのでぜひ加入することを勧めます。内容に関する詳細については、学生課課外支援係まで問い合わせてください。

6. 学校における感染症について

「学校において予防すべき感染症」は、学校保健安全法施行規則第18条において以下のとおり分類され、罹患した場合は、同規則第19条において感染拡大防止のため「出席停止期間」が定められています。

本学もこれに基づき、以下に記す感染症に罹患又は罹患した疑いのある場合は、学内感染及び感染拡大防止のために出席停止とします。

なお、上記理由により授業を欠席した学生については、不利益とならないよう所定の手続きにより配慮いたします。

学校において予防すべき感染症（学校保健安全法施行規則第18条・第19条）

分類	対象疾病	出席停止の期間
第1種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群 (SARS コロナウイルス)	
	中東呼吸器症候群 (MERS コロナウイルス)	
	特定鳥インフルエンザ	
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第3種	コレラ	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症	

感染症に罹患又は罹患の疑いがあると診断された場合の諸手続

手続1 様式①「感染症罹患届」の提出

- (1) 医療機関を受診して、「学校において予防すべき感染症」に罹患又は罹患の疑いがあると診断された場合は、直ちに所属する教務係へ「様式①」を提出（郵送、FAX又は電話連絡）してください。
- (2) 治癒・安全が確認される（主治医の登校許可が出る）までは医師の指示に従い、外出せず自宅で安静にしてください。

《連絡先》

美術学部教務係 TEL：050-5525-2123, FAX：03-5685-7767
 音楽学部教務係 TEL：050-5525-2310, FAX：03-5685-7784
 大学院映像研究科教務係 TEL：050-5525-2675, FAX：045-650-6202
 大学院国際芸術創造科 TEL：050-5525-2754, FAX：03-5284-1574

手続2 様式②「登校許可書」又は「診断書」の提出

- (1) 治癒後、登校を開始する場合は「様式②」又は登校許可日が証明されている「診断書」を所属する教務係へ提出してください。
- (2) 感染症に罹患した疑いで医療機関を受診したが、診断結果が上記の感染症でなかった場合も、初診日からその疾患名が判明するまでの期間は配慮の対象となります。
※事前に「手続1」がなされていることが前提となります。

手続3 「出席停止期間証明書」の交付・提出

所属する教務係で「出席停止期間証明書」の交付を受け、本人が担当教員へ提出してください。
※事前に「手続1」「手続2」がなされていることが前提となります。

7. 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザの対策などについて

高病原性鳥インフルエンザ等は、2003年12月以降から東南アジア、中央アジア、欧州などの広い地域において発生が断続的に確認されており、報道によると現在も発生地域は拡大しています。

このようなことから、海外へ渡航する学生諸君は下記事項については、特に留意するようにしてください。

記

- (1) 3ヶ月以上滞在する場合は、現地の在外公館に在留届を提出すること。
- (2) 在外公館のホームページ等を活用し、最新の現地情報の収集に努めるとともに、必要に応じて在外公館に照会すること。
※在外公館リスト：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/index.html>
- (3) 感染した疑いがある場合は、本学（指導教官及び学部教務係など）や在外公館に連絡すること。
- (4) 帰国日の14日前以内に病気の鳥や死んだ鳥などとの接触があり、潜伏期間中（概ね2～7日間）に急な発熱等のインフルエンザと思われる症状がでた場合は、速やかに最寄りの医療機関等に相談するとともに学部教務係などに連絡すること。

下記の関連ホームページを参照してください。

厚生労働省 検疫所：FORTH 海外で健康に過ごすために

（海外渡航者のための感染症情報）：<http://www.forth.go.jp/>

外務省

（海外安全ホームページ：医療・健康関連情報）：http://www.anzen.mofa.go.jp/kaian_search/index.html

国立感染症研究所

（ホームページ）：<http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>

（インフルエンザ）：<http://www.nih.go.jp/niid/ja/flu-m/flutoppage/3140-influ-top.html>

文部科学省

（新型インフルエンザ対策）：http://www.mext.go.jp/a_menu/influtaisaku/

◎本学の新型インフルエンザへの対応について

(1) 新型インフルエンザに感染した場合（疑いを含む）

疑わしい症状があれば、速やかにかかりつけの医師あるいは近隣の病院等で受診する。（学内の保健管理センターでは、インフルエンザの検査・投薬は行えない。）

[新型インフルエンザと診断された場合]

- ① 医療機関において、新型インフルエンザと診断された場合、学生課総務係（050-5525-2065）に連絡する。
- ② 解熱剤なしで、体温37度未満が2日間経過するまで自宅待機する。

[新型インフルエンザではない場合]

医療機関において、新型インフルエンザでないと診断された場合、医療機関の指示に従う。

(2) 新型インフルエンザ患者に濃厚接触した場合

インフルエンザは飛沫感染であり、患者の半径2メートル以内に喀痰や唾液などが、せきやくしゃみに乗って届く。この範囲で接触した人が対象となる。

[一般学生]

登校可能とする。ただし、マスク着用を必須とし、4日間毎日検温をして、発熱・咽喉痛・

咳・痰等がある場合は、最寄りの医療機関や保健所で直ちに適切な治療を受ける。

[実習中の学生]

実習先の実習の担当者及び学生課学務係（050-5525-2076）に報告し、実習継続許可があった場合は、発熱の有無などの健康チェックを毎日行い、症状が全く出なければ、マスクを着用し、手洗いを普段よりも入念に励行したうえで実習を継続することとする。ただし、少しでも体調が悪くなった場合には、直ちに帰宅し、学生課学務係及び実習担当者に連絡する。

(3) その他

- ① 発熱などのインフルエンザ様症状の発症による自宅療養期間における授業・実習・定期試験等については、学生の教育的不利益が生じないように配慮する。
- ② 休校措置等については学内関係部署で協議のうえ決定し、ホームページ等で告知する。
休校する場合、講義、演習、実習、サークル活動、ボランティア活動の停止及び学内の商業施設を閉鎖する。キャンパス内への立入を禁止することもある。学内のライフラインはすべて正常機能を保ち、中断により支障をきたすような実験は継続できる。

学生生活における注意事項

1. 安全な暮らし

最近では「振り込め詐欺」「ピッキング」「ストーカー」などの犯罪が日常的に起きています。こうした犯罪は自分には関係ないと思っていても、いつ被害にあうかわからないほど多様化したかたちで発生しています。このようなときは、個人個人がいま社会で何が起きているかを十分認識し、自分ならどのように対処するかを考えておくことが大切です。



警視庁ホームページ <http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/>

「安全な暮らし」コーナーで被害を未然に防ぐための様々な対策法や相談窓口を案内しています。

《警視庁の相談ホットライン》<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/soudan/sougou/sougou.html>

警視庁には、様々な相談窓口があります。警察といえば110番ですが、110番は事件、事故が発生した場合の緊急通報用です。困りごとなどで警察に相談したい時は各種相談ホットラインへ連絡してください。（平日8：30～17：15）

○警視庁総合相談センター（相談窓口のご案内） #9110又は03-3501-0110

(1) 詐欺・悪質商法

詐欺や悪質商法に関する消費生活相談の総件数は、年間約90万件にのぼります。

被害にあっても相談しない場合も多いと考えられ、実際の被害件数はさらに多いと見込まれます。詐欺や悪質商法は、手を変え品を変え、次から次へと新たな手口でだまそうとしてきます。被害に遭わないためには、『1人で判断しない』『世の中にうまい話はない、怪しい話には手をださない』ことが大切です。

●架空請求詐欺

「有料サイトの利用料金が未納」「裁判になる」などというメール等を送りつけて、支払を要求する手口です。内訳など明確な記載がない場合や、「身辺調査の開始、学校・会社への訪問」など不安をおおるもの、レターパックや宅配便で送金を求める業者は怪しいといえます。対策としては、はっきりしない請求には応じない、相手に連絡しないことが大切です。

●こんな儲け話に注意！

携帯電話契約の名義貸し／悪質な有料メール交換サイト／インターネットを利用した手軽な副業／「絶対に儲かる」などとうたう情報商材／保証人紹介ビジネスの悪用／クレジットカードのショッピング枠の現金化

●クーリングオフ制度

巧みなセールストークによって商品を買ったり、業者に強引に契約をさせられたりした場合など、頭を冷やして良く考え直す期間を消費者に与え、一定の期間内（8日間や20日間）であれば消費者が業者との間で締結した契約を無条件で解除できるという制度。

(注) すべての契約がクーリングオフできるわけではありません。

不審に思ったり被害を受けたら、ひとりで悩まず相談してください。

国民生活センターホームページ <http://www.kokusen.go.jp/>

消費者庁ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

・消費者ホットライン 電話番号 188 番

日本司法支援センターホームページ <http://www.houterasu.or.jp/>

・法テラスコールセンター 電話番号 0570-078-374

(2) カルト宗教団体等

大学の内外で「サークル」を装って、学生（特に、新入生や下宿生）を勧誘するカルト宗教団体があります。これらの団体の中には、最初は「宗教」、「教会」等の内容を明かさずに、フレンドリーに音楽やスポーツ、ボランティア等の「サークル活動」に勧誘し、機会を見て、事務所（教会）に連れて行き、知らず知らずのうちに、マインド・コントロールを行うものがあります。そうした団体に入会してしまいますと、皆さんの貴重な時間が奪われるばかりか、精神的・肉体的・経済的にも大きな負担となり、学生時代の貴重な時間が台無しになってしまいます。

これらの団体は、学生を対象に、巧妙な手口で声をかけてきますので、勧誘をきっぱりと断る強い意志を持ってください。

なお、おかしいと疑問を持たれたとき、不審な団体と感じたとき、あるいは勧誘活動を受けた場合は、学生課課外支援係（050-5525-2068）に連絡してください。

2. 守りましょう！『キャンパス内は禁煙です』

<http://www.geidai.ac.jp/life/jyudokitsuen>

さきに健康増進法（平成14年法律第103号）が制定され、同法第25条に受動喫煙防止に係る努力義務が規定されました。これに伴い、本学では、平成16年1月1日からキャンパス内は禁煙（指定された喫煙場所を除く）となっていますので遵守してください。

学内の各キャンパスはもちろん、美術学部附属古美術研究施設、音楽学部附属音楽高等学校、那須高原研修施設、国際交流会館、藝心寮等についても、指定された喫煙場所以外は、建物の内外を問わず禁煙としています。

- キャンパス内は、建物の内外を問わず、禁煙とする。
ただし、あらかじめ指定された喫煙場所については、この限りではない。
- 個人が主として使用している研究室、宿泊室についても禁煙とするが、防火管理上禁煙となっている場所を除き、他人に対し「受動喫煙」のおそれがない場合に限って、喫煙を妨げない。

3. もし、あなたが加害者となってしまったら？

学業生活、日常生活には、不本意ながらあなたが交通事故やトラブル等により加害者となってしまいうケースや、自ら犯罪や不正行為を起こしてしまうこともあります。

こうした場合は、まず「被害者の救済」が急務とされますが、特に重傷を負わせたり、不幸にも死に至るような重大事故、事件につながる場合は、被害者の家族等へ誠実に対応する事が必要です。

また、大学も「教育指導上の責任」として、例えばあなたが休暇中（国内、海外問わず）であったり、学業と無関係であったとしても、状況確認や被害者への対応など、迅速な対応をとらなくてはなりません。

以下、あなたが加害者となってしまった場合、個人としての社会的な責任を負うこと以外に、大学との連携も必要となりますので念頭に置いてください。

1. 事件、事故（いかなるケースでも）を起こした場合、ただちに指導教員、所属研究室、学部教務係、学生課等に報告してください。
2. 事件、事故の内容によっては、大学として被害者側への対応を行います。
3. 懲戒

学生が加害者となった場合、一般の社会人と同様、法的な処分の対象となることは言うまでもありませんが、大学では、それとは別に教育的見地から、学則及び学生懲戒規則に照らして訓告、停学、退学の懲戒処分を行うことがあります。

4. 学生アルバイトのトラブルについて

最近、アルバイト、ボランティア活動等において本学の学生がトラブルに巻き込まれる事件が発生していますので注意してください。

例えば、イベント関係のアルバイトを通じて企画・運営・資金管理を任せられ、チケット販売などの収益が十分にあげられない結果、学生ローンなどの負債を抱え込む。あるいは、清掃活動などのボランティア活動と思っていたのが、いつの間にかカルト系教団への加入を強制的に勧められることになり抜けられなくなる。などの事例があります。

いずれも、あなたも社会的に認められたような肩書（名刺）を与え、将来性のある仕事であるかのように思い込ませる。責任のある立場を任せると言って虚栄心をくすぐり、負担を押しつける。日常的なサークル活動のように装い、十分に仲間意識を醸成しておいてから、突然、研修会などの形で外部との接触が取りにくい状況に引きずり込む。などの巧妙な手口で接触してきます。

学生の皆さんは、以下の点に留意し、思わぬ被害に遭わないように十分に注意してください。

1. イエス・ノーをはっきり伝える。
2. 相手のいう事をよく考え、安請け合いしない。
3. 活動自体がどのようなものであるか、よく検討する。
4. 依頼者の負担と自分の負担が見合ったものであるかどうか、よく検討する。
5. 有名企業などの名前が出てきても安心しない。
6. 金銭に関しては特に気をつける。
7. 先をよく考えて行動する。
8. おかしいと思ったらすぐに教員または学生相談室等に相談する。

不用意にトラブルに巻き込まれ対応が遅れると、精神的にもダメージが大きく、自分自身だけではなく、周りの友人や保護者の方にも大きな迷惑がかかります。

学外活動は、キャリア形成において重要なことですが、危険と隣り合わせであることも十分に認識した上で、慎重に行動してください。

5. 学内での盗難について

東京藝術大学では、学生・教職員が安心して教育・研究に専心できるよう、入構者の確認、建物・練習室・アトリエ等の施錠、ロッカーの貸与等を通じて、盗難等の犯罪予防に努めています。しかし、残念ながら、実際には、学内でも盗難事件は発生しており、大学から学生に貸し出した数十万円の機材の盗難事例もありました。

盗難の多くは、財布の入った鞆や楽器・機材を練習室やアトリエに置いて、その場を離れたときに被害に遭っています。また、季節的には、春・秋の新しく授業が始まる賑やかな時期での発生が少な

くありません。普段は顔見知りの学生・教職員だけが出入りする場所でも、実際には様々な人々の出入りの可能性があり、街中と同じように注意が必要です。

学生・教職員は、以下の点に特に気をつけて、盗難予防を心がけてください。

- 財布等の貴重品は絶対に自分の身から離さないこと。
- 練習室・アトリエ・食堂などで、場所をとるためなどに私物を置く際も、置き引きに注意すること。
- 高価な楽器や用具、大学の貸与物品は、鍵のある部屋・自分のロッカー・楽器用の一時ロッカーに入れる等の対策をとること。

◇万一、盗難等の被害にあったときは、泣き寝入りせず、すぐに周りの友人、事務室、教員室、守衛所等に伝えるようにしてください。盗難については、警察への届出など必要な措置をとるようにしてください。これらの手続きは、個人での保険請求の必要資料になることがありますし、大学での再発防止対策の参考にもなります。

6. その他の注意事項

(1) 遺失物について

学内において金品を遺失したり、拾得した場合は、直ちに学生課又は学部教務係等に届出てください。

(2) 学生への連絡方法について

種々の連絡は、原則としてすべて掲示により行うので、登下校の際には必ず掲示板をみるよう習慣にしてください。

○大学からの一斉メールについて

気象警報発令に伴う授業の休講連絡や、留学等奨学金の募集の告知等重要な学務に関する連絡、その他緊急連絡事項などは、入学時に大学から与える学生用メールアドレス（G-mail、入学時に大学から付与するアカウント）に対し送信します。メールチェックは欠かさずに、必ず内容を確認してください。

なお、自身の携帯電話、スマートフォンにも転送設定できます。

【転送設定の方法】

・芸術情報センターHP で設定手続きができます。

<http://amc.geidai.ac.jp/system/usingmail/auto>

「情報システム」→「メールの活用」→メールを転送する（簡単設定）

(3) 大学構内への車両乗り入れについて

大学構内への車両乗り入れについては、原則として全面禁止です。

本学の教育研究施設

1. 附属図書館 <http://www.lib.geidai.ac.jp/>

本学の附属図書館は1949年5月、東京藝術大学が発足した時、東京美術学校文庫と東京音楽学校図書課の蔵書を統合することで始まりました。

平成14年度からは、取手校地にも図書館分室が開室されています。

33万点の蔵書の約8割は芸術関係の資料で、美術書や音楽書などの図書以外にも、画集や楽譜は無論のこと、CD、LP、LD、DVD、VIDEOなどの視聴覚資料も多く所蔵しています。

(1) 開館時間 (カッコ内は書庫内資料の請求時間)

上野本館		取手分室	
月～金曜日	9時～20時 (9時～18時30分)	月～金曜日	9時～20時
試験期間中の月～金曜日	9時～21時 (9時～19時)	休業期間中の月～金曜日	9時～17時
休業期間中の月～金曜日	9時～17時 (9時～16時45分)	土曜日	休館
土曜日	9時～17時 (9時～16時45分)		

(2) 休館日

- ・日曜日・国民の祝日
- ・本学開学記念日 (10月4日)
- ・年末年始
- ・8月中の1週間、年度末の2週間
- ・取手分室の土曜日

※臨時休館日については、そのつど掲示します。

(3) 文献複写サービス

月～金曜日 9時～12時30分、13時30分～15時30分 (土曜日は受付けていません)

(4) レファレンスサービス (参考調査・情報検索), ILLサービス (文献取寄)

月～金曜日 9時～12時30分、13時30分～17時 (土曜日は受付けていません)

蔵書冊数

[資料別内訳]

(平成28年3月31日現在)

区分	数量	区分	数量
和漢書	199,268 冊	レーザーディスク	1,130 点
洋書	59,520 冊	ビデオカセット	1,151 点
楽譜	63,703 冊	マイクロフィルム	1,396 点
レコード	10,355 点	マイクロフィッシュ	3,704 点
コンパクトディスク	8,825 点	DVD	1,774 点
計		350,826 冊(点)	

詳しくは「図書館利用案内」を参照してください。

2. 大学美術館 <http://www.geidai.ac.jp/museum/>

本学の芸術資料収集は、明治20年（1887）の東京美術学校設置に先立つ時期から行われてきました。現在の収蔵品は2万9000点余りに達しています。これらの芸術資料は、文庫と呼ばれた附属図書館の前身に納められていました。

昭和45年（1970）に附属図書館から芸術資料部門が独立し、音楽学部に保管されていた音楽学校時代の楽器資料等に加え、芸術資料館が発足し、美術・音楽両学部の共同利用機関として、芸術資料の研究・保存・公開のために活動を続けてきました。

しかしながら所蔵品の増加にともなって収蔵庫が狭隘になり、また老朽化した施設の改善やコレクションの規模に見合った十分な展示空間への要望が学内外から高まったことから、平成8年（1996）に美術館新館が着工されるにいたりしました。そして平成10年（1998）には、美術館としての活動を発展させるべく、これまでの組織を拡充して、芸術資料館から大学美術館へと生まれ変わったのです。

美術作品やそれに関わる資料を収集し、それらを研究することによって新しい価値を見出す。さらに将来の評価にも備えて万全の設備によって保存し、研究の成果を展示や様々な普及活動によって公開する。美術館はそのような活動によって運営されています。東京藝術大学の大学美術館においては、そういった活動に加えて、制作と教育研究の現場である芸術大学という特質を合わせて、わが国に前例のない実験的な美術館として機能することを基本理念としています。

(1) 大学美術館の各施設

[上野校地] 電話 050 (5525) 2200

本館：鉄筋鉄骨地上4階，地下4階，延床面積8,719.76m² [平成11年5月建築 六角鬼丈設計]

陳列館：鉄筋2階，延床面積429m² [昭和4年5月建築 岡田信一郎設計]

正木記念館：鉄筋2階，延床面積534m² [昭和10年7月建築 金沢庸治設計]

*正木記念館は、東京美術学校第5代校長、正木直彦先生の永年にわたる功労を記念し、展示場として建設されました。

[取手校地] 電話 050 (5525) 2543

取手館：鉄筋鉄骨3階，延床面積2,945m² [平成6年9月建築 六角鬼丈設計]

(2) 所蔵品の利用について

大学美術館の所蔵品を卒業論文・卒業制作等のために調査研究（閲覧，模写，模刻，撮影等）することを希望する者は、担当教員の承認を得たうえ、館長の許可を得て、利用することができます。（詳細は大学美術館管理係に相談してください）

なお、大学美術館では「蔵品目録」や展覧会カタログを逐次刊行しています。主要所蔵作品データは「蔵品目録」に収録されており、附属図書館において閲覧することができます。

(3) 所蔵品について

大学美術館には次のような美術工芸品，標本，資料が所蔵されています。（平成28年4月1日現在）

分類	数量	分類	数量	分類	数量	分類	数量
文化財	32	金工	1,806	雑美術工芸品	575	学生制作品（音楽）	19
東洋画真蹟	1,965	漆工	1,259	デザイン	5	学生制作品（映像）	9
東洋画模本	5,201	陶磁器	812	雑標本	839	版木	9
西洋画	1,321	染織	232	写真	512	複製	1,281
版画	681	建築	195	写真種板	78	拓本	399
書蹟	55	考古	488	石膏標本	379	教育研究資料	4
彫刻	1,331	学生制作品（美術）	9,535	音楽資料	326		
計							29,348

(注) 台帳上の登録件数による。

(4) 大学美術館への展覧会開催中の入館について

本学の学生は学生証を提示することで入館できます。

3. 社会連携センター http://www.geidai.ac.jp/department/center/public_collaboration_center

大学には教育研究活動を行うこと以外に、社会全体の発展への寄与が期待されています。本学も展覧会、演奏会、公開講座等、市民が芸術に親しむ機会を提供していますが、これ以外にも公的機関の審議会等への教員の参加、作品の制作や展示、環境、空間、商品等のデザイン、また文化財の保存修復やソロからオーケストラに至る演奏など、さまざまな依頼や相談があります。社会連携センターは、こうした学外からの要請を受け止め、大学の関係情報の提供や調整を行う総合窓口として平成19年4月に設置されました。

さらにセンターでは、「藝大アーツ イン 丸の内」のように、積極的に地域社会、産業界、経済界と連携しながら本学の人的、芸術的資源を活かした事業をプロデュースすることにより、日本の文化芸術の振興に寄与するための活動を行っています。

平成27年には、「地域資源等を活用した産学連携による国際科学イノベーション拠点整備事業」として、「Arts & Science LAB.」（産学官連携棟）を上野キャンパス内に新設し、企業や大学単独では実現できない革新的なイノベーションを創出するプラットフォームづくりをスタートさせています。

4. 演奏芸術センター <https://www.pac.geidai.ac.jp/>

演奏芸術センターは、奏楽堂を舞台に、美術学部・音楽学部の枠を超えて、演奏および総合的舞台芸術の創造的な「場」をプロデュースするために、平成9年4月に創設された学内共同利用施設です。社会への情報発信の窓口の一つとして、本学の教育研究成果の発表をはじめとする、さまざまなコンサートの企画・制作・広報活動などを行っています。また、学生向けには主に舞台芸術に関する交流授業を開講しています。

5. 奏楽堂 http://www.geidai.ac.jp/department/center/performing_arts_center

明治23年に創設されて以来、音楽教育の練習、発表の場として長く使用されてきた旧東京音楽学校奏楽堂は、建物の老朽化が進み、また、音楽の演奏形態の拡大等に対応できなくなってきたため、昭和59年に解体し、その後、上野公園内に移築再建されました。

東京藝術大学奏楽堂は、コンサートホールとして新しく建設されたものです。ホール全体が一つの優れた楽器として、調和のとれた響を生むものとして考え、音響特性を使用目的に応じて変えられるよう、客席の天井全体を可動式にして音響空間を変化させる方法を採用しています。

また、古典から現代作品を演奏出来るフランスのガルニエ製オルガンを設置してあります。

建築面積：2,169.82平方メートル、延べ面積：6,539.83平方メートル

構造：鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄筋コンクリート、地下2階・地上5階

設計：（株）岡田新一設計事務所、音響設計協力：（株）永田音響設計

形状：シューボックスタイプ

座席：1,100席（1階956席、バルコニー席144席、オーケストラピット使用時978席）

6. 言語・音声トレーニングセンター

http://www.geidai.ac.jp/departement/center/foreign_languages

言語・音声トレーニングセンターは、国際舞台での活躍に必要な語学力を養成するためにさまざまな授業や学習支援プログラムを提供しています。

(1) 外国語授業科目の開設

当センターでは、中級レベル以上の外国語（英語・ドイツ語・フランス語・イタリア語）科目を開講しています。授業の詳しい内容については、別紙「言語・音声トレーニングセンター案内」および教務システム CampusPlan のシラバスを参照してください。授業を履修する際は、履修登録期間に CampusPlan から登録してください。

(2) 外国語の個人指導

歌曲など舞台で使われる言語の発音・リズムの指導、外国語での論文執筆・発表の支援が受けられます（1回30分）。履修登録の必要はなく、当センターの教員室（音楽学部4号館4-201）で予約を受け付けています。

(3) 外国語教材（書籍・DVD・CD）の貸し出し

外国語検定対策参考書や多読用小説など、外国語教材を自由に利用できます。一部の資料は貸し出しできませんが、資料室（音楽学部4号館4-202）で閲覧することができます。

(4) 利用案内

利用対象者：本学の学生および教職員

開室時間：月～金曜日 10：00～17：00 ※春季・夏季閉室は学部の休業期間に準じます。

7. 芸術情報センター Art Media Center <http://amc.geidai.ac.jp>

「芸術情報センター（平成12年4月に「情報処理センター」として設置後改称）」は、学内共同利用施設として、上野・取手・横浜・千住・奈良を結んだキャンパス情報ネットワーク（学内LAN=Acanthus）の管理運用、情報メディアやファブリケーション機材を用いた講義・ワークショップ、情報技術を用いた情報発信のサポート等を日常業務として行っています。また、学内の情報化推進に向けて、さまざまな部局と連動し、クラウド化やアーカイブ化の実現等をサポートしています。セキュリティの向上、オープンネスの推進、情報発信のリテラシーというポリシーのもと、運営されています。

本学の学生・教職員が利用できるサービスは以下の通りです。

1) 情報基盤

藝大アカウントのIDとパスワードの発行、パスワードの再発行
メーリングリストの利用申請
ネットワーク機器の接続（固定IP）申請
藝大サブドメインを利用したWebサイトの開設申請

2) 教育研究支援

コンピュータ演習室、サウンドスタジオ施設の利用
ファブリケーション機器、映像機器の使用
機材の貸し出し
機材やソフトウェア使用に関するワークショップ

3) 芸術情報センター開講講義

教職に関する科目「情報機器の操作」に関する科目
情報メディアに関する科目 など

利用できる人：本学の学生および教職員

開室日時：月曜日～金曜日 11：00～19：00

※大学休業期間の開室日、講義、イベント等については、芸術情報センター Web ページに掲載します。

8. 美術学部附属古美術研究施設 電話 050 (5525) 2779

美術教育の重要な一分野として古美術研究があります。奈良、京都を中心に現存する飛鳥以降の各時代の建造物、絵画、彫刻、工芸品等優れた古典芸術の習熟は、美術教育の上で欠くことができないものです。

大学の前身東京美術学校の創立者岡倉天心は、明治30年において既にこの点に留意し、奈良市内に敷地を定め分校創立に努力した経緯があります。その後も歴代の学校長は、奈良における研究所又は分校の設置を切望し続けました。

東京藝術大学になってからもこの努力が続けられ、ようやく昭和35年3月1日旧奈良学芸大学（現奈良教育大学）附属図書館跡の建物の所属替を受けることができ、全面的に改築して同年9月13日奈良研究室を開所し、美術学部学生の古美術研究旅行の拠点とするとともに教職員学生の古美術研究の施設として活用してきました。

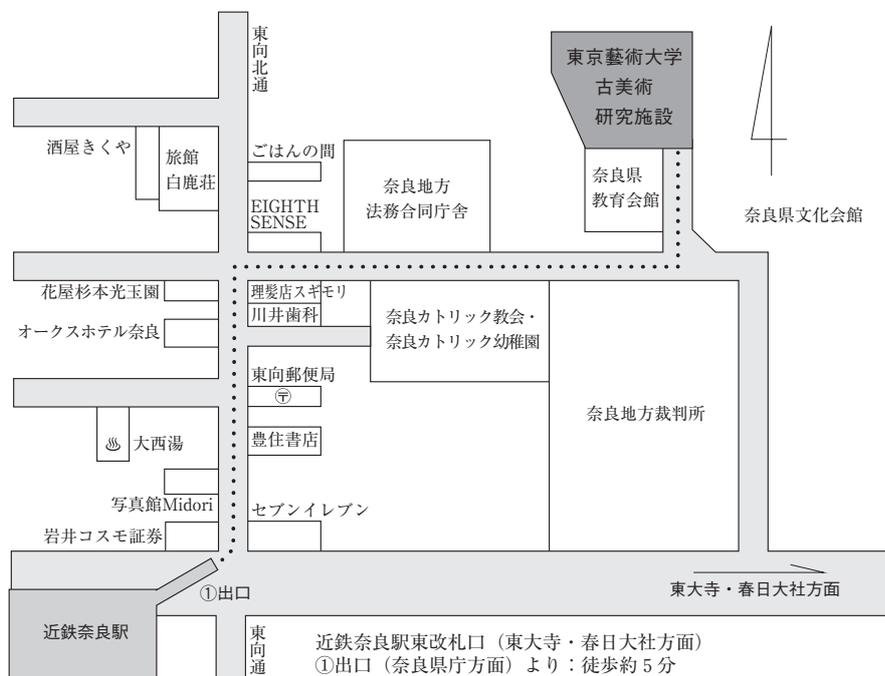
昭和40年4月、奈良研究室を改めて美術学部附属研究施設として発展したが、建物が老朽化したため、新しく3階建の鉄筋コンクリートに改築、昭和47年3月13日竣工しました。同敷地は興福寺喜多院の跡であったため工事途上、埋蔵文化財の発掘を行い幾多の資料が発見されました。

同施設は古美術研究旅行、教員の古美術研究に優先して使用しますが、それ以外の時は一般学生の研究旅行に利用できるため、必要な手続きをして利用してください。

なお、利用についての詳細は、古美術研究施設に相談してください。

○場所 〒630-8213 奈良市登大路町6（文化会館の隣）

○施設 3階建 958.7m²・収容人員 学生 40名



そ の 他

1. 東京藝術大学美術学部杜の会

杜の会は、昭和61年に旧東京美術学校及び東京藝術大学美術学部同窓生の組織で設立され、昭和62年に杜の会と改め現在に至っています。

東京美術学校及び東京藝術大学美術学部に在籍した者及び現在在籍中の者を会員として美術の振興と研究の奨励、母校の発展及び会員相互の親睦を図ることを目的としています。

会 員・・・約11,000名（現存会員）

主な事業・・・卒業・修了生名簿の発行（卒業・修了生に配布）

会報「杜」の発行、ハガキ通信の発行、卒業・修了制作作品展（卒展）における優秀な作品・論文に対し「杜賞」の授与、卒業・修了制作作品集の刊行（卒業・修了生に贈呈）、講演会の開催、古美術研究旅行補助、新入会員へ記念品（バッジ）贈呈、卒業記念パーティ開催、災害等への援助

役 員・・・会長 日比野 克彦（美術学部長）

常任幹事31名 会計監査2名 学生幹事36名

事 務 局・・・東京藝術大学内

Tel・Fax 03（5685 - 0600）内線2915

2. 東京藝術大学音楽学部同声会

同声会は、東京藝術大学音楽学部、及び前身の旧東京音楽学校の同窓生で組織され、毎年優秀な卒業生に対し「同声会賞」の授与及び新人演奏会の開催（音楽学部より推薦を受けた新卒業生）、夏の研修会、会員リサイクルの後援、約5年毎の名簿発行、年1回の会報発行等、東京藝術大学音楽学部を後援し、会員相互の親睦を深め、音楽の研究及び振興を図ることを目的としています。

創 立……明治29年4月

会 員……約11,565名（現存会員）

役 員……会 長 高橋大海

副会長 迫 昭嘉, 外山浩爾, 高 丈二 評議員（含理事）約120名

事 務 局……東京藝術大学内

Tel・Fax03（3821）3924 内線5171

E-mail : info@doseikai.jp

(2) 建物・教室等一覧

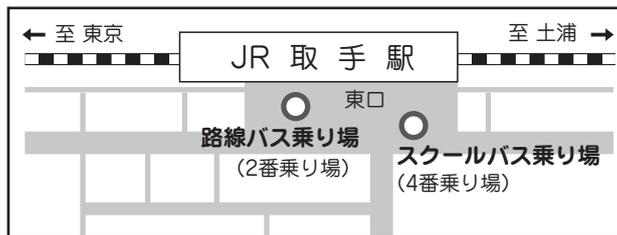
- ① (1 F) 学生課, 国際企画課,
保健管理センター, グローバルサポートセンター
(2 F) 戦略企画課, 社会連携課
(3 F) 学長室, 理事室 (教育担当),
理事室 (研究担当), 事務局長室, 総務課,
戦略企画課
(4 F) 施設課
- ② (B F) 写真センター, 保存修復,
美術教育各教室・研究室, 日本画教室
(1 F) 美術学部長室, 美術学部事務長室,
庶務係, 教務係, 会計・教材係, 講義室
(2 F) 講義室, 実験室, 保存科学教室・研究室,
芸術学科アトリエ,
リサーチセンター
(3 F) 芸術学科研究室
(4 F) 美術教育研究室, 美術解剖学教室・
研究室, 先端芸術表現研究室
- ③ (1 F) 大石膏室, アートスペース1,
アートスペース2
(2 F) 日本画, 油画各教室・研究室, 版画研究室
(3 F~4 F) 日本画教室・研究室
(5 F~8 F) 油画教室・研究室
- ④ (1 F) 油画教室, 油画技法材料教室・研究室
(2 F) 版画教室・研究室
- ⑤ (1 F) 彫刻教室
(2 F) 彫刻研究室
(3 F) 塑造等彫刻教室
- ⑥ 彫金, 鍛金, 美術教育 (木工室)
- ⑦ デザイン, 染織, 美術教育
- ⑧ A棟
(B F) 建築
(1 F) 陶芸, 保存修復
(2 F) 芸術情報センター
(3 F) デザイン
(4 F) 建築
(5 F) 漆芸
- ⑧ B棟・C棟
(1 F) 鋳金, 陶芸
(2 F) デザイン, 鋳金, 陶芸, 工芸基礎, 建築
(3 F) デザイン
(4 F) 建築, 染織
- ⑨ (A) (1 F) 図書館事務室, 売店 (藝大アートプラザ)
(2 F) 図書閲覧室
(B) (1 F) 保存修復研究室
(2 F) 教育資料編纂室
- ⑩ 大学美術館 (正木記念館)
- ⑪ 大学美術館 (陳列館)
- ⑫ 第1守衛所
- ⑬ 大学美術館 (本館), (B F) 大学生協, 画翠,
ミュージアムショップ, (1 F) 大浦食堂
- ⑭ (B F~2 F) 体育館, 体育教員室
(B F) 体育系サークル部室
- ⑮ (1 F) 音楽学部長室, 音楽学部事務長室, 庶務係,
演奏企画室, 教務係, 会計係, 大講義室
(2 F) ソルフェージュ教員室,
言語芸術・音楽文芸研究室, 講義室
(3 F) 楽理科教員室, 講義室
(4 F) 音楽教育教員室, 講義室
- ⑯ (1 F) 声楽教員室・研究室, 同レッスン室
(2 F) ピアノ教員室・研究室, 同レッスン室,
古楽レッスン室
(3 F) 邦楽レッスン室
(4 F) 作曲教員室・レッスン室
(5 F) 音響教員室・研究室, 録音室
- ⑰ (1 F) オルガン・レッスン室, 古楽教員室,
邦楽教員室, 邦楽レッスン室,
音楽研究センター
(2 F) オルガン教員室, 民族音楽, ガムラン,
音楽研究センター
- ⑱ (1 F) 第1ホール, 第2ホール,
第3ホール (オペラ)
(2 F) 第4ホール (能楽)
- ⑲ (1 F) 声楽レッスン室
(2 F) ピアノレッスン室
(3 F) 弦楽教員室・レッスン室
(4 F) 管楽レッスン室
- ⑳ (B F) 打楽器レッスン室, 室内楽レッスン室
(1 F) 第5ホール (オペラ),
第6ホール, 弦楽レッスン室,
指揮教員室・レッスン室
(2 F) 演奏芸術センター,
言語・音声トレーニングセンター,
同教員室, LL教室, 古楽レッスン室,
音楽創造研究センター
(3 F) 弦楽レッスン室, 室内楽教員室
(4 F) 管打楽教員室・レッスン室,
室内楽 (管) レッスン室
- ㉑ 不忍荘
- ㉒ (B F) 文化系サークル部室, 音楽学部学友会,
美術学部学生自治会,
芸術祭企画委員会, 五芸祭実行委員会
(1 F) キャッスル食堂, 喫茶室
(2 F) 集会室, 展示室, 和室, 娯楽室,
談話室, 売店 (生活協同組合)
- ㉓ 社会連携センター
- ㉔ 第2守衛所
- ㉕ 同声会事務室, 杜の会事務室
- ㉖ 保存修復教室・研究室
- ㉗ 奏楽堂
- ㉘ Arts&Science LAB (アーツ&サイエンス ラボ)

2. 取手校地

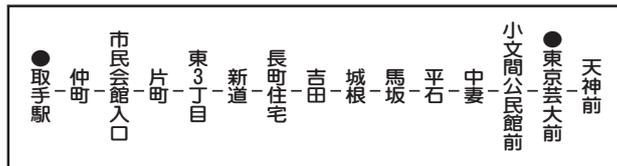
〒302-0001 茨城県取手市小文間5000

JR常磐線・取手駅(※)東口から大利根交通バスで約15分(約5.9km)「東京芸大前」下車

※上野駅から約40分



大利根交通バス路線図



バス時刻表

スクールバス時刻表

平成 29 年 4 月 6 日改正

取手駅東口 発	時間	芸大取手校地 発
<東口バス乗り場 4 番>	8	40
50 00	9	30
40	10	20
50	11	30
30	12	10 50
*10	13	55
50 15	14	35
35	15	15
30	16	10
40	17	20*
30	18	10 50
50 10	19	30
	20	20

注意 1：取手駅東口駅前のバス停留所は、取手市コミュニティバス、取手聖徳女子中高、藤代高校、江戸川学園取手小学校スクールバスと共用の停留所となります。他のバスの利用者及び一般通行者等の妨げにならないよう注意してください。

注意 2：他のバスとの発着の関係で、駅前広場の周回等で待機などの対応をすることがあります。

注意 3：満員の場合は乗車できません（定員 90 名）。また、途中での乗降はできません。

注意 4：バスへの乗降及び運行中は、運転手の指示に従ってください。

注意 5：バス内での飲食は禁止です。

注意 6：*印の便は、モデルさん優先です。

大利根交通バス時刻表

平日（月曜～金曜）

取手駅東口 発	時間	東京芸大前 発
<東口バス乗り場 2 番>	5	52
54 42 30 10	6	12 24 36 48
54 42 30 25 18 06	7	00 07 12 24 36 48 54
45 30 12 06	8	00 12 27 42 57
55 40 30 22 15 00	9	04 12 22 37 52
45 30 10	10	12 27 42 57
55 35 15 00	11	17 37 57
55 35 25 15	12	07 17 37 57
55 35 15	13	17 37 57
55 35 15	14	17 37
55 40 25	15	07 22 37 47 57
50 35 25 15 05	16	07 17 32 47
56 41 33 25 05	17	07 15 23 38 54
58 42 34 25 12	18	07 16 24 40 54
58 47 38 22 12	19	04 20 29 40 54
54 38 25 12	20	07 20 36 53
55 38 25 11	21	07 20 37 54
47 32 12	22	14 29 44
02	23	

土・日・祝日

取手駅東口 発	時間	東京芸大前 発
45 30	6	12 27 42 57
50 30 15 00	7	12 32 47
50 35 20 05	8	02 17 32 47
45 25 05	9	07 27 47
45 35 25 05	10	07 17 27 47
45 25 05	11	07 27 47
45 25 05	12	07 27 47
45 25 05	13	07 27 47
45 25 05	14	07 27 47
45 25 05	15	07 27 47
45 25 05	16	07 27 47
57 42 23 05	17	05 24 39 53
42 22 11	18	04 24 42 59
57 41 17 00	19	23 39 52
53 42 22 10	20	04 24 35 54
55 38 12	21	20 37 59
17	22	

《所要時間 約 15 分》 運賃 320 円

平成 26 年 4 月 16 日改正

3. 千住校地

〒120-0034 東京都足立区千住1-25-1

JR/東京メトロ千代田線・日比谷線/東武鉄道 東武伊勢崎線/首都圏新都市鉄道 つくばエクスプレス
北千住駅下車 徒歩約5分



4. 横浜校地 (大学院映像研究科)

馬車道校舎 〒231-0005 神奈川県横浜市中区本町4-44
横浜高速鉄道 みなとみらい線馬車道駅下車すぐ

万国橋校舎 〒231-0002 神奈川県横浜市中区海岸通4-23 万国橋会議センター 3F
横浜高速鉄道 みなとみらい線馬車道駅下車 徒歩6分

元町中華街校舎 〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町116
横浜高速鉄道 みなとみらい線元町・中華街駅下車 徒歩8分
JR根岸線石川町駅下車 徒歩8分



○東京藝術大学学則，東京藝術大学大学院学則他，学生関係規則はホームページをご覧ください。

○東京藝術大学学生生活通則

（昭和25年3月30日
制 定）

最近改正 平成27年5月14日

（告示）

第1条 学生に対する告示は，掲示及び印刷物によってこれを行う。

（学生証）

第2条 学生は，常に学生証を携帯しなければならない。

第3条 学生証の交付を受けようとする者は，無帽の半身像写真1枚を，学部又は研究科（以下「学部等」という。）の教務担当係に提出しなければならない。

第4条 学生証を紛失したときは，ただちに学部等の長に再交付願を提出して，その交付を受けなければならない。

第5条 学生証は卒業又は退学の場合には，ただちにこれを返納しなければならない。

第6条 学生証が，その有効期間を経過したときは，ただちにこれを返納し，あらたに交付を受けなければならない。

（住居）

第7条 学生は，入学時にその住居を学生課及び学部等の教務担当係に届け出なければならない。

2 住居を変更した場合は，ただちに届け出なければならない。

（保健衛生）

第8条 学生は，毎学年施行の定期健康診断を受けなければならない。

第9条 学生及び同居人が，学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症にかかったとき，又はその疑いのあるときは，ただちに，届け出なければならない。

2 前項に定める感染症にかかった学生は，医師の回復証明があるまで登校してはならない。

（団体・集会・掲示等）

第10条 学生又は学内団体は，次の場合，所定の届け書に必要事項を記入し，学生支援課を経て副学長（教育担当）に提出しなければならない。

（1）学内に団体を結成しようとするとき（団体に関する規約を添付すること。）。

（2）学内団体が解散しようとするとき。

（3）学内団体が学外団体に加盟しようとするとき。

（4）学内団体が学外団体から脱退しようとするとき。

（5）学内団体が規約又は届け書の内容を変更しようとするとき，若しくは団体役員を変更したとき。

（6）新聞，雑誌，パンフレット等の発行しようとするとき（定期発行の研究的雑誌等の初発行の場合に限る。）。

（7）学内又は学外において集会しようとするとき（定期研究集会の場合は初集会の場合に限る。）。

（8）学外の団体集会若しくは集団行進に参加しようとするとき。

（9）学内又は学外において署名運動，募金運動，拡声器使用，ビラ配布，集団行進等の行為をしようとするとき。

2 前項の届け書のうち団体役員の変更に関しては、変更後ただちに、他は実施5日前までに提出するものとする。なお、緊急の場合においても届け書は、実施前には必ず提出するものとする。

第11条 ポスター，ビラ，立看板等を掲示しようとするときは，副学長（教育担当）に届け出て許可を受けなければならない。

2 前項のポスター，ビラ，立看板等は，所定の場所に掲示するものとする。

第12条 第10条の届け書又は第11条の届の内容が本学の教育の目的にそわないと認めたときは受理しない。

第13条 受理した第10条各号の事項及び許可を与えたポスター，ビラ，立看板が事実と相異し，本学の教育目的にそわないと認めたとき又は無届けの場合は解散若しくは禁止を命ずることがある。

第14条 学生の展覧会出品又は演奏会等への出演に関しては，別に定めるところによる。

（物品の持出）

第15条 本学所蔵品を，許可を得て学外に持ち出そうとするときは，当該物品を管理する者から許可を受けなければならない。

2 私有物であっても本学所蔵品とまぎらわしい物品を持ち出すときは前項に準ずる。

附 則（略）

東京藝術大学の使命と目標

東京藝術大学は、その前身である東京美術学校、東京音楽学校の創立以来130年にわたり、我国の芸術教育研究の中核として、日本文化の伝統とその遺産を守りつつ、西欧の芸術思想及び技術を摂取、融合を図り幾多の優れた芸術家、中等教育から高等教育に亘る芸術分野の教育者・研究者を輩出してきました。

こうした歴史的経緯を踏まえ、我国唯一の国立総合芸術大学として、創立以来の自由と創造の精神を尊重し、我国の芸術文化の発展について指導的役割を果たすことが、東京藝術大学の使命であると考えています。

また、この使命の遂行のため、下記のことを基本的な目標としています。

- ・世界最高水準の芸術教育を行い、高い専門性と豊かな人間性を有した芸術家、芸術分野の教育者・研究者を養成する。
- ・国内外の芸術教育研究機関や他分野との交流等を行いながら、伝統文化の継承と新しい芸術表現の創造を推進する。
- ・心豊かな活力ある社会の形成にとって芸術のもつ重要性への理解を促す活動や、市民が芸術に親しむ機会の創出に努め、芸術をもって社会に貢献する。

東京藝術大学 学生便覧

平成29年3月

編集・発行 東京藝術大学学生課

〒110-8714 東京都台東区上野公園12-8

TOKYO U
NIVERSITY
ITY OF F
E ARTS
(TUA)

